
平成30年 第4回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

平成30年12月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年12月10日 午前9時01分開議

- 日程第1 一般質問
1. 中田 元 議員
 2. 河村由美子 議員
 3. 桜下 善博 議員
 4. 三浦 浩明 議員
 5. 松蔭 茂 議員
 6. 大多和安一 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 中田 元 議員
 2. 河村由美子 議員
 3. 桜下 善博 議員
 4. 三浦 浩明 議員
 5. 松蔭 茂 議員
 6. 大多和安一 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	栩木 昭典君			

午前9時01分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） おはようございます。1番目で1問ほど通告しておりますので、読み上げていきたいと思えます。

まず、町長のほうにお伺いいたします。

吉賀高校生への就職支援についてということで、提案というようなことでございますけれども、伺いたいと思えます。

当町の子育て支援は全国でも有名であり、県下ではトップクラスの支援と伺っております。当然、吉賀高校への支援も行ってあります。例えば、吉賀高校振興補助金、吉賀町サクラマスプロジェクト補助金、国内研修補助金、学校通学補助金などがあります。

そういった中で、生徒も県内外からの入学者を含めて定員を満たしておりますが、卒業生がどのような進路に向かっているかといえ、平成26年度から平成30年度の5年間で、平均でございますが74.23%が進学されております。特にことしは約81%の方が進学しております。

5年間の卒業生145名のうち、町内への就職者数は12名、8.16%でございます。町外は5年間で24名、約17%であります。

私が何を言いたいかといいますと、5年間で卒業生145名のうち、町内へ残った人はたったの12名ということです。いろいろ資料を見ますと、平成30年7月4日に、ことしでございますが、吉賀高校で町内の企業による就職懇談会が、町人材確保定着推進協議会、吉賀高校、吉賀町の主催で行われたと、町内の広報や新聞等に掲載されておりました。

これは、生徒に町内の企業の魅力をアピールし、進学や就職時に転出しても、将来的にU・Iターンを考えてもらう狙いもあるということです。その記事の最後に、生徒の声として、企業の具体的な情報が聞かれ、町内で就職したいという思いが強まったと話しておられます。

このように何か手を打てば、一人でも二人でも地元に残ってもらえると考えます。そのような中、吉賀町U・Iターン者を対象にした、体験から就農までの主な支援策、平成30年度というパンフレットが産業課のほうにあります。これは、島根県へのU・Iターンを促進するため、県外に在住する人が、県内で一定期間、産業体験を行う場合、お試し期間に滞在経費の一部を助成する体験者（Iターン、自宅外Uターン）に月12万円、自宅Uターン者には1カ月6万円、中学生以下の親子連れの場合は、月3万円加算となっております。お試し期間中の3カ月から1年間の場合は、返済義務がないということでもあります。

私は、このような事業を吉賀町単独で行い、吉高生が地元就職した場合には、例えば支度金50万円、月々2年間5万円ぐらいの支援を行い、地元に残ってもらえるようなことを考えたらと思います。そして、進学した生徒たちにも同じような支援を行うことによって、吉賀町への地元出身者のUターンを促す。揺りかごから墓場までとはいきませんが、揺りかごから出産までというキャンペーンで、結婚祝い金、出産祝い金など吉高卒業生特別支援など行うことは、町内唯一の高校の存続と吉賀町の将来への投資として考えれば必要なことではないでしょうか。

現在、吉賀町結婚生活支援事業補助金があります。これは、婚姻数の増加を図り、少子化対策の推進につながることを目的として、結婚し新生活する世帯に対して助成金を支払うものです。

- 1として、年度内に婚姻届を提出し受理された夫婦。
- 2として、期間内に引っ越しをした者、引っ越してきた者ですね。
- それから、3として、世帯所得340万円未満の者。
- 4として、夫婦ともに婚姻日に34歳以下の世帯であること。

補助額が上限30万円とのことでございます。

平成29年度では、この制度を使われた方が4件、金額にして59万円とのことで、ちょっと少なく残念な気がいたしております。

このような事業もあることでございますので、先ほど提案したように、新規に吉賀高校卒業生

を対象にした制度があってもよいと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。1番目、中田議員の吉高生への就職支援についてということでお答えをしたいと思います。

まず最初に、吉賀高校における就職支援のカリキュラムについてお伝えをしておきたいと思えます。吉賀高校では、キャリア教育として、総合的な学習の時間を活用いたしまして、6年前から、1年生で吉高版聞き書き、2年生ではアントレプレナーシップ教育を行っております。また、昨年度より、聞き書きの手法を生かしながら、2年間をかけてアントレプレナーシップ教育を実施しているところでございます。

アントレプレナーと申しますのは、独創的なアイデアと技術で新しい事業を興す起業家のことで、アントレプレナーシップはその起業家の精神のことを申すわけでございます。

この教育のテーマは、生徒自身が町の各所に直接足を運んで人と接し、課題を発見し、生徒がアイデアを出し合って解決策や活用方法を考え出す。そしてその活動を通じて町を活性化するプランを考え、地域の問題に自分自身が能動的にかかわり、自己の問題として考えていくことで、生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てるということでございます。

こうした取り組みを行うことで、こうなってほしい未来をみずからつくる力を向上させ、自分が生まれ育った地域への愛着形成を図り、卒業後、本町で貢献できる人材を育成すること、こうしたことを狙いとして行っているものでございます。

このような地域課題解決型学習を通しまして、生徒がなりたい自分、地域に貢献できる自分は何かを選択した結果、より一層の専門知識を得る必要があるため、大学等へ進学することもあれば、町内企業にはない専門的な職業を選択し、都市部への就職をする生徒もいると考えております。

高校卒業後、生まれ育った地域への貢献の仕方はさまざまであり、進学や町外企業等への就職等の経験を経て、広い視野、視点を身につけ、まさに大きなサクラマスとなって、当町へUターンし貢献する生徒もおられるわけでございます。

必要なのは、このキャリア教育をより一層深化させ、卒業後、本町にとって真に必要な人材を育てていくかということであると考えます。

そのため吉賀高校では、平成31年度から総合的な探究の時間に行うアントレプレナーシップ教育について、内容のリニューアルと体系化及び教職員が異動しても対応できるよう教科書の作成を行い、より一層の充実を図ることを計画をしております。

今御指摘のございました金銭的給付の意義や効果は理解するところでございますが、長期的な視

点から、キャリア教育をより一層推進し、内容の充実及び深化を図り、将来、本町に貢献できる人材の育成を強化することが、将来、町を担う人材を育成する投資であると考えていますので御理解を賜りたいと思います。

なお、吉賀高校への支援につきましては、これまで議員からも御紹介がございましたように、各種補助金の支給に加えまして、最近では、吉賀高等学校支援室の設置やスタッフの配置、さらにサクラマス交流センターの建設、公設塾の開講も行っていました。来年早々には、官民挙げた支援協議会を設立をするとともに、新年度からは、新たに下宿制度の創設も現在見据えて検討しているところでございます。

ここ数年でさまざまなことに取り組んでまいりました。こうして地元高校への進学に一人でも多くの皆様に興味を持っていただくための努力をしているところでございます。

しかし、子供さんの御希望やあるいは御家庭の事情など、いろいろな環境の中で町外、県外の高校へ進学される方もおられるわけでございます。このようなことにも十分配慮しながら対処してまいらなければならないと思います。

したがって、先ほど申し上げましたように、吉賀高校から地元へ就職される方に限定をいたしました金銭的給付は、現時点では非常に困難なのではないかというふうに考えております。従来から学校で取り組んでおられます就職支援のカリキュラム、あるいは吉賀町の人材確保定着推進協議会などの取り組みに期待を寄せてまいりたいと思います。

それから、先ほどお話のございました吉賀町の結婚生活支援事業補助金についてでございます。これは御案内のとおり、国の助成金を活用いたしまして、平成28年度から吉賀町独自の事業ということで実施をしているものでございます。申請者がいささか少ないという御意見でございますが、まだ制度を始めて今年目に入ったところでございます。もう少し状況を見ながら、これからの制度のあり方、もう少し深化ができるのであれば検討させていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、町長の言われるよう、なかなか金銭的な支援というのは難しいというような内容でございますが、実際に子供たちが就職する、それから卒業時に町内の企業もなかなか数も少ないということで、選択肢も当然少ないかもわかりませんが、例えば、企業に就職した場合にはすぐ給料が入るというようなこともございますが、農業に従事するというようなことになると、卒業してからすぐ種をまく、それから秋に、米の場合は特にそうですが、秋に収入が入るということになると、なかなか親のすねかじりというようなことになって、なかなか小遣いもないというようなことから、どうしても第1次産業というか農業のほうに向けての就職も大変であるというようなことから、少しでも農業に取りつく方にこのような支援があれば、

また第1次産業のほうの仕事につきやすいのではないかなというように思いもあまして提案をさせていただきました。また、第2次産業のほうに町内で就職されても、やはり何か都会より変わったことがあれば、町内に残ってもらえるのではないかなというふうな感じがしております。

それから、結婚生活の支援事業ということで、28年度からという事業でございますけれども、先ほど言いましたように、59万円ぐらいあって4件というようなあれで。町内で29年度に4件の申請ということでございますが、実際に、本当に4件だけであったのか、それとも、この制度を知らずに全然申請をしておられない方があったということはないのかということをお尋ねしたいと思います。今までも町内でせっかくいい制度があっても、県内外にPRが不足して周知が足りないというようなことも、町長みずからもおっしゃっていただけますが、その辺のことをちょっと一つお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 卒後にすぐ農業、いわゆる就農された方の収入のお話もございました。

現実には本当そうだと思います。これは農林業に限らず、やっぱり第2次、第3次産業、全産業を通じて、吉賀高校を卒業された生徒の皆さんに限らず、新しくIターンあるいはUターンでこちらのほうへ帰ってこられる方も含めた中で制度設計、まだ可能性があるのであれば、また十分に検討させていただきたいと思います。

それから、先ほども御案内もございましたし、私も答弁させていただきましたが、昨年、ことしですか、7月の4日に吉賀高校で行いました、町の推進協議会が行いました就職の懇談会、中田議員も多分目にしておられるんじゃないかと思います。私も改めてこの報告書のほうも見させていただいて、つぶさに報告書に目を通させていただきました。

今回、本当に協議会の方に御尽力いただき、学校のほうにも校長先生を初め本当にいろんなところでサポートしていただきまして、今回、初めての試みでございましたけど、生徒さん100人対象で、企業の方も町内で12社29名の方が参加をしていただく。そしてアンケートも参加をしていただいた企業の方のアンケート、さらには参加をされました100名近い生徒の皆さんのアンケート、それぞれ集約をしておられまして、本当に立派な報告書ができております。最後のところでは、全体の総括もしておられまして、一番最後のところでまとめをしておられますけど、こんなことが書いてあるんです。

「進行などスムーズにいかなかった点があったが、高校側のサポートにより大変貴重な取り組みを行うことができた。参加者からは、有意義だった、いろんな地元企業を知ることができた、地元就職を考えていきたい、こういった意見があり、人材確保の課題解決にはすぐに直結しないけど、この取り組みを継続して行う必要性を強く感じた」と、こういうふうにありますので、本当に今、各企業の皆さんは、全企業を通じて、産業を通じて、本当に従業員の確保に苦慮してお

られるというのは、現実の本当に大きな課題でございますので、吉賀高校に限らずでございますが、新卒の方も含めて、地元、こちらのほうで就職していただけるようなすべは考えてまいりたいと思います。

それから、最後お話がございました、平成28年度から行っております、結婚生活の支援事業の補助金でございますが、申しあげましたように、平成28年度からということで県の助成金をいただいて、今、吉賀町独自の制度として実施をしております。残念ながら、まだ29年度は申請は4件で60万円弱ということで、特にこの30年度については、現在のところまだ申請がないという状況でございます。

やはりPR不足というのは、まだあるのかなというふうに感じております。しっかり広報、いろんな媒体を通じて、町内外にしっかりPRをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今のぜひ支援事業のほうもしっかり宣伝いただきまして、こういうことがあればすぐ結婚するというようなことにはならないかと思いますが、やはり34歳というような、どういう区切りかわかりませんが、ある以上、1カ月でも早くしようかというようなことになるかもわかりません。ぜひやっていただきたいと思います。

それから、ちょっと今町長のほうでありました、下宿制度のことでございますが、下宿もなかなか高齢者の方が多いい町内のことですので大変かと思いますが、今のサクラマスセンターも、まだ昨年できたばかりで、なかなか改装とか増築というようなことはできないかもわかりませんが、やはりそのようなことも将来的に考えていかれたほうがいいんじゃないかなろうかというようなことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 引き続き、2番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。

9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） おはようございます。私は、2点通告をいたしましたのでお願いいたします。

1点目につきましては、社会増についてという質問なんですけども、今年度の10月1日現在の島根県の人口統計ですね、これが68万人割れとなりまして、減少につきましては33年連続となっております。

当吉賀町も6,146人で、前年対比でいいますと32人の減少です。自然減が最多ではありますが、このままでずっと行きますと減少一途でありまして、交付税なりいろんな歳入面で

の歳入欠陥が起きると、大変大きな問題になるのではないかというふうに思いますが。

県も15年度に人口減少対策の5カ年計画、県版総合戦略というものを策定しまして、産業振興と子育て支援、中山間地域・離島対策の3本柱で取り組みをいたしまして、17年度におきましては、17年ぶりに62名の社会増があったという結果があります。

続いて、19年度、来年度ですけれども、新たな戦略でより効果的な対策を打ち出すということになっておりますが。当町につきましては、中山間地の産業振興に最も効果が上がるという戦略について、当局、町長お持ちなんでしょうか、伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず、社会増についてということでお答えをしたいと思います。これは人口の社会増につながる産業振興戦略という観点からの御質問かと思えます。そういったことからお答えをさせていただきたいと思えます。

吉賀町でも平成31年度までの総合戦略を策定いたしまして、課題克服に向けた取り組みを行っており、基本目標4つのそれぞれの成果が、わずかながら人口減少を緩やかにしているものと考えております。

来年度が総合戦略の取り組みの最終年度となりますので、評価指標到達に向けて各事業の推進を行うとともに、今後に向けての課題と対策を見出しまして、新たな戦略を打ち出す必要があるかと思っております。

先ほど議員のほうからも御紹介がありましたが、吉賀町、当町のここ1年の人口動態について少し申し上げておきたいと思えます。

島根県の速報値によりますと、これは先般、新聞でも発表されたところでございますが、昨年10月からことし同期の末までの1年間の増減はマイナス32人、県内に11の町村がございまして、この11の町村の中では4番目に少ない。そして、減少率もマイナス0.5%ということで、減少率では3番目という状況でございます。

また、当町の住民基本台帳上の数値によりますと、同じく昨年の10月からの1年間で見ますと、自然増減はマイナスの56人、そして社会増減はプラスの33人という状況でございます。いずれにしても、人口減少には変わりはないわけでございますが、自然減が小さくなっており、一方では社会増も確保しているというところで、相対的には人口減少率が若干緩目になっているというような動態でございます。

産業振興による人口確保ということでは、やはり農林業の振興と企業、事業所の雇用環境の確保が重要だと考えております。厳しい財政状況の中ではございますが、効果的な戦略については、積極的な取り組みを行ってまいりたいと、こういった考えでございます。

これからまさに来年度の当初予算の編成の時期を迎えるということで、もう少しいたしますと

査定が始まります。定例会前、来年、恐らく2月の中旬になろうかと思いますが、この協議会の中で具体的な施策は報告できるように、これからの査定作業をしっかりと頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、総合戦略以外のところで、私が今、非常に注目をしているものがございます。それは、国会議員の議員連盟が制度設計をされました、地域維持に向けた特別措置法でございます。幾らか今新聞でも報道されるようになりましたが。この法案は、人口減少の中山間地域におきまして、各種団体が出資する協同組合、こうしたものを設立をいたしまして、そこへ多様な人材を確保して、マンパワーの不足する事業所等へ派遣をしていくとこういった事業でございまして、議員連盟の試算によりますと、日本全体で事業規模、年間で約130億円から140億円、こういった試算をしておられるようでございます。当町も御多分に漏れず、従業員確保に苦慮しておられるという企業も多分にあるわけでございますので、来年度の通常国会にこの議員立法で提案をされて、時期はわかりませんが、なるべく早いうちに成立をさせていただいて、活用ができるものであればしっかりと検討させていただいて、実のある制度活用を図ってまいりたい、こんな思いでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 今後は吉賀町については積極的に施策を考えるという、現在、査定中であるということでございますが、国のほう、特別措置法そういうものが成立しますと、利用して果敢に取り組むということではございますけども、いわゆる社会増の実現には、やはり企業の立地というものが有効であろうというふうに私は思います。

島根県の企業立地促進条例というものがありますが、これに基づきまして、企業の立地の計画認定件数が今年度、30年度ですね、島根県においては15社あったということです。その中では化粧品販売が1社、情報システムが1社、そういったことで進出については3件なわけなんですけども、中でも投資額が一番大きかったのは、出雲の村田製作所ですね。これが工場の増設によって400億円という投資がありました。雇用につきましては673人となっております。

いずれにしても東部地区ばかりでありますけども、課題が山積しておる中で、こういった事情の中で、政府のほうは、来年10月の消費税10%の引き上げに伴いまして対策、9項目の国費を決定したわけなんですけども。やはり中山間地の零細企業にとりましては、事業の継承が非常に厳しい環境にあります。

そういったところで、これちょっと余談になるかと思いますが、きょう11日ですから、あす12日なんですけども、ごめんなさい、10日ですからあさっての話なんですけども、石西の政経懇話会定例会というのがあります。これはサンパレス益田であるんですけども、これは日本研究上席主任の研究員が、藤波匠さんというんですかね、講師を招いて。その演題のテーマは、「人口

減が地方を救う、強くする」といった2時間くらいの講演だそうでございますが、山陰中央新報のこれ入会者に限っての話、講演だそうですが、大変興味深い講演だなというふうに私は思っておるんですけども。

いずれにしましても、積極的に町を売り込んだりとか、今後、果敢な取り組みを展開していかないと、来年も今の現職の知事も勇退することになりまして、候補予定者が複数の方でございますけども。いずれにしましても、この前も松江の市長さんが、松浦さんですかね、島根県は松江、出雲が中心となって構図が今までもと変わらないと、今後もそうであろうと。ますます松江、出雲市両市を中心とした県の政策も展開するように、個人的ではあるかもしれませんが、求めておられました。

そういうことで、町長も来年の制度にのっとっていろんなことを査定中でありまして、いろんなことを当初予算で組み立てていくということではありますけども、やはり今の情勢見ても東高西低というような、これ地の利がそうあるからかもしれませんけども。いずれにしましても、ここは高速の縦貫のインターもございますし、交通アクセスの要衝としては非常に産業振興に適地ではないかというふうに私は考えております。

そうした中で、もっともっていろんなことを展開していかなくてはならない中で、前回もいつも、ここは山と川と田んぼがあるわけですから、そういうものを利用して産業振興を取り込んでほしい、行くべきだということの中で、来年は地域商社というようなものを立ち上げるということではございますが、そうした中でいろんな産業振興ができるんかと思っておりますけど、いずれにしましても、この社会増ということになれば、企業を立地することについても両輪で考えていかなくてはいけないと思っております。町長どうですかね、農業振興については、町長口癖のように少量多品目ということをよく口にされますが、少量多品目が果たして産業振興につながるのか。そのためには何をするのか、どうするのかということが重要になると思うんですけども、その辺の答えをください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 社会増のためには企業の立地といいますか、企業を誘致してくるのが非常に有効だというお話だったかと思っております。県にああして条例がございまして、企業立地を県も進めていらっしゃるということで、実数が上がっておるというのも事実でございます。

先ほどお話もございました。これは前々からお話がありますが、非常に吉賀町の場合は、随分前から中国縦貫道のインターチェンジが50年代にできて、非常に東西のアクセスが非常によくなったということで、それに加えて、非常にこういった山の中なんですけど非常に災害が少ないと、安心安全な町だということで、そういったことを前面に出して企業の誘致もしたらどうかというお話でございます。

もう一つは、先般も議会の皆さんと一緒に要望活動もさせていただきましたが、東西のアクセスは動脈がありますけど、もう一つは、やっぱり南北に流す、物流を流すということで、我々が言っている、仮称でございますが益田岩国道路、こういったこともしっかり模索していきながら、これは当然、5年、10年でできるようなものではございません。やはり50年ぐらいのスパンで考えないとできないわけでございます。そうしてやっぱり東西と南北の物流をしっかり確保した上で、アクセスを確保した上で、そういったところを見据えて企業立地のお話もさせていただくということも必要ではないかというふうに思っております。

それから、事業継承のお話がありました。これは全産業がそうでございますので、担い手、後継者対策はしっかりこれからも行っていかなければならないと思います。

サンパレスである講演会、私もこの前新聞で目にしました。講師の先生、今御紹介ございましたが、こうしてやはり田園回帰であったり、それから都市部から地方のほうへ企業なり、あるいは国の機関もそうなんですが、都市部から地方へいろいろなものを動かすようなこういった流れ、これまさに地方創生の大きな柱でございますので、少しなりとも吉賀町でもそういったことは検討していかなければならないというふうに思っております。

それから、地域商社です。地域商社はああして今プロジェクトチームをつくらせていただいて、先般、全員協議会で幾らか御報告もさせていただいて、これからの展開を少しだけ、まだでございますが、報告もさせていただきました。できれば、来年度のところで地域商社設立に向けた準備室をつくらせていただいて、民間の方のノウハウもいただきながら、32年度のところで、できたら早い段階で地域商社を立ち上げたい、こんな思いでございます。

そうした中で、農産品でいいますと非常にいいものがある、少量多品目だということで。それをしっかり生かすためにも地域商社、生産の部分と、あとは打って出る市場の部分、ここをやっぱり束ねるんだというお話をさせていただきました。その考えに変わりはありません。

ただ、そうはいいまして、今度、市場に打って出るときには、やはりそれなりの量が要ります。ですから、ロットをどういうふうにしていくかと、こういうことでございますので、らっきょうの話が毎回ありますけど、らっきょうもしかりです。今、大阪のスーパーのほうで非常に人気があって売れておりますけど、これでさえも、まだまだ量をいただきたいと、こういうことです。ですから、行く末に地域商社ができて市場で本当に人気がある商品がまだまだあるのであれば、これはやっぱりそれなりの量をそろえないといけないというわけですから、現状は、少量多品目でどう打って出るかということですが、やはり将来的にはその量をどうして確保していくか、生産者をどうして確保していくか、それから工場製品であれば、それを工場でどういうふうにつくっていただく。こうしたことは、いずれ考えていかなければならないわけでございますので、少量多品目ともいいながら、やはり将来的にはロットをどうしてそろえていくか、担保していく

かということをしっかり見据えて、地域商社については、まずは地域商社をつくるというのが第1目標でございますので、将来的なところは、そうしたところもしっかり考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） このように現実言いますと、やはり中山間地に位置する私たちにとりましては、生きる糧を構築しないとということなんですけども、少子化対策を進めて人口減を緩和するというような方向なんではありますが、やはり今後は、先ほどの質問にもありましたが、若年層が地元に残る、残りたくなる魅力あるまちづくりというものを進めていかないと、ともに県外に出ても、一時期は出ていっても、やはり吉賀町に帰ってきたいなということは、魅力だけでは難しいかもしれません。そうすると、やはり収入を得るということですよ。人それぞれだと思うんですが、8時から5時まで勤めたい方もいらっしゃいますし、例えば農業へ携わりたいという方もいらっしゃいます、若い人でも。それはいずれにしても農業にしましても、そこそこの、今島根県下の平均の所得の平均が243万円ぐらいなんですよね。吉賀町つってもっと低いんだと思いますが、200万円足りないということ、平均ですよ。そうすると、ある程度収入がないと、なかなか農業なんていうのは、若い人が勤まらないといいますが、例えば1,000万円ぐらいの収入がありますと、やはり農業って魅力的だとか、楽しいとか、収入が多いなっていうことになるかと思いますが。いずれにしましても、来年度から準備室つくって地域商社もつくらなくては行けませんけども、やはりそうすると、ここに産業振興できるんだという、例えば先ほど言いましたものを山であり田でありというものを利用して、物を生み出すということをしていないとなかなか難しい。そのためには労働力はどうするんかという問題が起きると思うんですよ。何をしても、帯に短し、たすきに長しみたいな感じなんですけども、やはりそこには少数でもある一定の量が収穫できたりするような方法も今ごろ、今時代ですから、ITを使うとかですね、そういうことをして、人力を少しでも軽減するというところに力を入れて、研究してみないと、産業振興というのは難しいんじゃないかなと思います。

そうすると、先ほど言いましたように、企業立地が一番いいわけなんですけど、鶏が先か、卵が先かという論議になろうかと思いますが、人間が少ないんだから企業が来てくれないということもあるかもしれませんし、企業が来ても人が集まらない。どっちも両立、両輪でないと、難しいと思うんですよ。仕事場があれば、若い人も帰ってこれる、出なくて済むということもあります。そうした中で、選択肢があるわけですから、若い方も十分な収入を得るためには、田畑を耕して、こうしたいということもあるでしょうけども、それについては、やはりITを利用していいですか、今どきの時代ですから。

札幌の北海道大学が今、未来の農業ということで、パソコンにプログラミングしてロボットで

トラクターを動かしたりして、昼夜、昼夜やると迷惑することもあります。複数台を使って作業すると。障害物等も自動で作業するわけですから、非常に効率がいいと。初期投資はかかるかもしれませんが。

人材、人力がないということになれば、そういう方法でもとらないと、例えばラッキョウなんかをつくと、作付をして3年ぐらいで製品になる。そういうものでも、やはり物すごい苛酷な労働と言えはおかしいんですが、そうしたところで非常に人力を要するということになりますと、やはり時代に即した、そういうものを導入するというのも一つの方法でありましょうし、散布につきましてはドローンというふうなこともあります。そうしたことをしながら、あの寒い札幌でも、十勝というところらしいですが、ライチとかパイナップルとかマンゴーとかをつかって、非常にいい製品をつくれれば、何個もできん問題かもしれませんが、1個が5万円から10万円というような高値がつくというようなこともありますので。

やはり、ラッキョウでもそうなんですけど、私は、このラッキョウというのは小粒で非常にカリカリしていいなというふうに思っておりますので、ラッキョウも、先ほど町長が答弁されましたように、大阪のいかりスーパーですか、あのほうでも幾らでも引き受けてやるということになれば、まずは引き受けて売ってくれる先がもう決まっているわけですから、そういうところへでも余り人力を使わないで、そういうものを作付して量産できる方法というのをぜひ考えていくべきだろうというふうに思います。

何にお金をかけるのも一緒ですが、将来的な投資という面においては、私は非常に効率がいいしというふうに思うんですけども、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、起業の話がありまして、起業が先か、人材、要するに人が先かというお話がございました。これは私もやはり、今、議員がおっしゃられるように、並行してやっていかなければならないというふうに考えています。

それから、農作業におけるAIのお話とかのことがございました。北海道の農作業のことも、先般、テレビで放映されておりました。私もちょっと拝見しました。これまでは農業機械、田植えとか、農業のコンバインもそうですが、一旦、圃場に持っていけば、そこからがいわゆるGPSなんかでAIでできるという時代だったんですが、もう今は車庫から出して、圃場まで自走で行って、圃場に入って作業をして、それから、また道路を通過して車庫に帰る、倉庫に帰る、これがもう可能なんだというお話で、びっくりいたしましたけど。そんな時代ですので、活用できるものがあれば、特にドローンもそうでございますけど、これはしっかり研究していく必要があるかと思えます。

それから、人材の確保といいますか、従業員の確保で労働力のお話がございました。先ほど答

弁で申し上げましたが、ああして議員立法で年が明けた通常国会で恐らく提案がされて、早い段階で成立を目指したいという、こういった、これ今、議連の会長は県選出の細田先生でございますので、非常に強い思いを持っておられます。

私はそこに、まず大いに期待をしているところでございますので、できた内容をしっかり見させていただいて、こうした中山間地で本当に各企業さん、全産業を通じて苦戦をしておられますので、これは制度的にはどうも給料、賃金は月額30万円がベースで、あとは社会保障もあり、年金もありますよというようなことです。全体では、国全体で130から140億円で、そのうちの3分の2は、いわゆる派遣するわけですから、派遣をしたその収入、残りの3分の1を国の財政支援をしていこうと、こういうことです。そのうち、交付税とか国とか都道府県とかある。ずっとこう計算していきますと、仮にそれを我が町でやるということになると、全体の事業費の12分の1ぐらいで、どうも負担が済むと、こういったつくりのようでございますので、また制度が見えた段階で、これはやる、やらないは別にして、一つの方策としてはしっかり研究していく必要があるかと思っています。

それから、労働力でいいますと、一つ気になるのは、吉賀町の事情でいうと、外国人の労働者。これも先般、新聞に出ました。それから、ああして国のほうでは入管難民法がこの前、いろいろな議論の中で成立いたしました。

吉賀町は、今、通年して、外国人の登録は130から百四、五十人なんです。人口の規模、登録数こそ少ないですが、県内では出雲に次いで2番目のいわゆる人口比率です。出雲は、ああして村田製作所という本当に大きい企業がありますので、当然、外国人の登録の数も多いです。吉賀町は、人口は小さいですが、先ほど言いましたように、130から150、通年していらっしゃる。やはり人口比率でいいますと、出雲と同じぐらい、約2.1%なんです。これ、中国管内でいいまして、吉賀町は10番目なんですよ、人口比率が。

ということでいうと、ああして入管難民法が通りましたが、まだまだ具体的な制度がわかりません、残念ながら。わかりませんが、ああして非常に共生社会ということでいうと、あの制度は、非常に法律は歓迎をしたいんですが、一方では、国内にとどまっていたところでいいますと、在留資格のところ、1号、2号という新しい制度ができる。そうすると、その制度をクリアすることが難しいということになれば、結果的に外国人の労働者の方を確保できないというような事情がひょっとしたらあるかなと。

ですから、今、町内でそれだけの方がいらっしゃいますけど、一方では、ちょっと私もそういったことを懸念しておりまして、そうしたことで言うと、やはり労働力というのを町内で確保するというのは、本当に大切な重たい問題だというふうに思っております。

それから、ラッキョウの話で始まって、最後のロットの問題だろうと思いますけど、これはま

た別の議員さんのほうからも今回、御質問がございますが、可能な限り町内でラッキョウであれば生産量がふえていくようなことも検討させていただきたいと。特にああして農業公社のほうで洗う機械を、洗浄機を今購入して準備しておりますので、それがしっかりフル稼働できるように、少しずつになろうかと思いますが、しっかり頑張っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） なかなか、企業立地につきましては、いろんな条件を出しても、なかなか、こういう雪が降るようなところというのは厳しい面もあるかと思えますけれども、それと、やはりどっちが先かというように、人材がどうなのかなというところで厳しいかと思えますが、やはり、そうは言いますが、手をこまねいて待っているのでは、なかなか、そういうことは向こうからやってくるという問題ではありませんから、やはり果敢に吉賀町をPRして、人材集めであったり、企業集めであったりということをしていかないと、本当、この町は自然減による——人口統計を、この前、見ましたら、何年でしたかね、3,700人ぐらいに減、40%減少するであろうというような統計もありましたけども。

そのようになるか、ならないかは、一つは手法、やり方であろうかというふうにも思いますので、やはり、ここで収入が得られるということになって、この品目ならというものを絞ってですね。少量多品目では、品目があるというだけでは、やはり収入にならないということになりますと、生産するほうも喜ばしいことではありませんし、人数が少ないからといって、外国人のあれがということで、その労力をということにはなかなか一気呵成にはなりませんので、その辺でやはり品目を、例えばラッキョウならラッキョウでいいと思いますから、絞って、しかも付加価値を高めて高く売るというふうなことをぜひやるべきだというふうに思っております。

よそのほうでは、埼玉県の話なんですけど、ヨーロッパ野菜ですね、洋食に使う、ヨーロッパ野菜といってもいろいろあるかと思いますが、そういういったところで一つの農家さんが1億円ぐらい上げていると。その1億円売するには、もちろん原資と経費がかかりますから、粗利がどれぐらいでということまでは計算しておりませんが、そういったぐらいで、随分前にもレタスの話もありましたが、そういうふうに何もかもやるということになると、厳しいことになると思うんですよ、いろんなことで。とはいっても、私は農家ではありませんから、連作というのは非常に厳しいというような話もありますので、そこら辺がなかなか難しいかなとは思いますが。

いずれにしても、品目をきちっと的を絞って、人力が足りない部分はオートメーション化をするというふうな構えで、ある程度、将来投資というふうにもしていかないと、継続的な産業振興はできない、したがって企業立地にもならないということを申し上げたいと思います。

以上でございますが、何か町長にも、私だったらこうするぞというようなことがございました

ら。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 具体的なお話ありがとうございました。埼玉のヨーロッパ野菜のことであったり、レタスは川上村で、本当に数千万円、所得を上げておられる農家がたくさんあるということです。

少量多品目では、なかなか将来的には難しいということがございます。ロットの問題を整理をしなければならないということ、それから産品についても幾らか的を絞ってということもやっぱり必要になろうかと思えます。まずは地域商社をつくりながら、将来的にはそういったところもしっかり重点的な施策を打っていくようなことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それでは、2点目の質問に入りますが、滞納と不納欠損についてということなんですけれども、近年といいますか、最近、滞納額が非常に増加していると。一般会計と特別会計あわせて、私債権を含めまして、1億円近くにも膨らみ、そのうち不納欠損というのが430万円となっております。欠損になるまでに、どのような経過があって、回収計画なり努力されましたかを、まず1点目に伺います。

それと、監査委員の共通事項の指摘項目に、徴収強化期間を設けることとか、債権徴収委員会等での滞納を続けている未納者への徴収に努力をされたいというふうに明記されているわけなんですけれども、先般も全協の中でもありましたが、納税月の誘発、喚起というのも放送も聞きました。数回ありましたけれども。

これも一つの手段ではあろうかと思えますけれども、大切な町税、使用料につきましては、やはり根拠に基づいて課税されているものでありますので、支払おうという思いは皆共通意識であろうというふうに思いますが、年々こういうふうに増加している実態というものがですね、それだけ厳しい地域経済の現実もあるんであろうとは思いますが、徴収率向上の方法は今後どういうふうに対策をとって解消していかれるのかを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つ目でございます。滞納、不納欠損についてお答えをしたいと思えます。

不納欠損となる経緯といたしましては、期間内に徴収できず、時効により徴収権が消滅する場合のほか、財産調査、捜索を実施した上で、財産がない方や生活困窮となるおそれのある方については、徴収の執行を停止し、時効短縮、または即時消滅する場合がございます。

滞納整理の基本方針といたしましては、財産のある方については、納税折衝に応じなければ差押執行、財産のない方につきましては、執行停止を経て不納欠損とする、2通りがございます。

単純な時効の到来による不納欠損となる案件を減らす一方で、整理としての不納欠損は滞納額

を圧縮するために必要であるため、引き続き滞納者への調査、納税折衝を進めていかなければならないと考えているところでございます。

また、徴収率向上の取り組みといたしましては、従来から文書あるいは電話による催告をしているところですが、これまで催促に対し反応がなく、折衝が難しかった方に対しましても、改めて戸別訪問を実施するなど、納税折衝をするとともに、生活状況の把握に努めてまいります。

御指摘のとおり、納期限を伝えている放送につきましては、それなりの反応が今見られるということから、これからも継続して行ってまいりたいと考えております。

また、職員で構成しております債権共同徴収対策委員会を通じまして、複数税目に対する催告書の一斉発送も計画しているところでございます。

それから、滞納ということで申し上げますと、今議会へ債権の返還を求める訴訟の提起につきまして、専決処分の報告と議案、都合11件を上程をさせていただいたところでございます。

これは、これまでも申し上げておりますように、決算審査特別委員会からの御報告に基づきまして、執行部として対応させていただいたところでもございます。これからも、従来にも増して公正、公平の観点、あるいは住民の皆様に対して説明責任を果たすということからも、行政、役場の基本的な姿勢として、徴収に向けた努力を今後も続けてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 行政のほうは民間とは違いまして、催告書を出したり督促を出したり電話をしたり伺ったりというふうにして、優しくといたしますか、そういうふうにしなくては、また立場上というのがあるんですけども。私がなぜそういうことを言うかといいますと、今最低のインフラ整備というものが、国の補助もあるケースもありますし、そうでない単独でやらなくちゃいけない最低のインフラ、そういったところが老朽化によって、今後改修費とか、特に浄水場等が多額になってくるのではないかというふうな危惧をしております。

今回、政府案も水道の民営化というのが進行中ではありますが、コンセッション方式とかいうことでございますが、さらなるそれについては料金高騰であったりとか水質の悪化であったりとかいうことが懸念されて、諸外国でも公がやっていたものを民間にということがあって、今反対に民間から公のほうへ返っているというなこともあきますけども、そういった全体的な施設整備が高騰していくんであろうという危惧するわけでありまして、そういった中で、子育て支援をやっているとか、地域医療対策につきましても、いろんなことでまちづくり基金を取り崩しながら充当しているという現実があります。基金もそんなに積み上げがありませんから、少しずつ枯渇していく方向ではないかというふうに思いますけれども、なかなかあれですよ、厳しい中で合併して、10年過ぎて、本格的な一本算定へ移っていく、人口減少、地方交付税が減少する中で、

自主財源の滞納が増加しているという現実、根拠は町民の所得は上がっていない——先ほども言いましたように——ことじゃないかというふうには思うところもありますけども、やはり住民から見ましたら、町長が私の任期の3年間やるんだというふうにおっしゃいましたが、子育て支援の中身を見ても、せめて給食費ぐらいは家族負担というかもらってもいいんじゃないかというふうな住民の声が多く聞かれる中で、支払い能力があっても支払いしないという実態については、やはり、町は子育て支援というばらまきはする、とても情操教育ともいえない——町長、情操教育につながるということでございましたが——、彫刻の道の整備についても、どんどん積み上げていくというなことが、幾分かは町民の中に感情論なんですけども、そういったところもあるんじゃないかなというふうに思います。

本当に払えないという方もいらっしゃいますが、とは言いましても、根拠に基づいた課税でありますので、きちんとすれば払えるんであろうというふうに思います。督促状が来る、催告される、伺がわれるということになれば分納ということもあるわけですから、その辺の対処は町もできておるんですから、その辺でもどんどん増加していくのが、私はどうしても理解できない面があるんですけれども。

やはり私が考えるのは、実態の原因は何かということと思うんですけども、もう滞納になりますと職員が2人も出かけると経費もかかるということもいろいろ考える中で、やはり私が過去に何年前でしたか、廃止になったんですけども、前納報奨金、そういう制度を復活させるのも一つの手段ではないかと思うんですが。この前も放送で、「今月は固定資産税の納税月ですから、預貯金の確認をください」とか、「準備をください」という放送が、3回か4回ありましたよね。それでも少しは喚起されたと思うんです。そういったことで、前納報奨金でもつければ、私は主婦の立場ですから、こつこつ積み立てをして、そして全納したら、自分も気持ちもいいですし、報奨金があれば、きょうのおかず代ぐらい浮いたかななんてことを考えたりするようなことがあるんですけれども、そういった制度について、町長どういうふうにお考えでしょうか、伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 結論申し上げますと、今の状況の中で、新しい制度といいますか、以前あった前納報奨金のその制度をもう1回復活させるというのは、ちょっと難しいかなと思っています。

ただ、いろいろ今お話がございましたように、やはり企業あるいは民間のほうで、設備投資をすることすら、本当に厳しいんだと、難しいんだというお話であったり、それから、水道法がああして改正をされて、コンセッション方式になると、ある意味指定管理のような形になるわけですから、そうすると必然的に、今、公がやっているのとは違って、やはり収益なりそうした経営を考えると水道料金が上がってくるとか、そうすると最終的に、やっぱり住民の皆さんにしわ寄せ

せがくるということで、そうした中で学校給食費、今全額のところをせめて半分ぐらい御負担をいただけるようなことにはどうかと、そういった声がありますよという御紹介でした。私のほうにも、少なからずそんなお声が届いているのは承知をしているところでございます。やはり住民の皆さんが非常に厳しい状況の中で、精いっぱいこの町で生活をしていただいている、子育てをしていただいているというところは、やっぱり真摯に受けとめていかなければならないかと思えます。

そうした状況の中で、やっぱり滞納という状況が出てきて、それを行政のほうとすれば、しっかり解消していかなければならないということで、相反するようなことになっているわけですが、やはり行政のほうで制度設計するなり施策を展開していく上では、やはり住民目線といたしますか、住民の皆さんの現状をしっかりと見据えた上で、新しい施策をもしつくるのであれば、そこにしっかりと依拠して、制度設計をしていく、こういったことにしっかりと意を尽くしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） なかなか滞納整理というのは、商売人も一緒なんですけども、非常に厳しい局面はありますけども、そうは言いましても、死活がかかっておりますので、民間は一生懸命そのように奔走するというようになっております。

滞納整理につきましては、いろんな督促状を出すというな、少なからず経費がかかりますし、職員が2人も行かなくてはならないということになると費用もかかる、費用対効果はどうかというようなことが起きるんですけども。そういったこと、町の収入が、当然入ってくるべきもんが入ってこない、いわゆる資金ショートする、そうすると一借が発生するというようなこと起きるんじゃないかと思いますが、全体で5億8,000万円ぐらいですか、町の歳入、税金は。そういったところでもかなりのことが起きてくるんだろうと思います。

それとやはり、先ほども子育て支援のばらまきということを言うんですけども、そういったところで、このたび邑南町が学校給食費を材料費が上がったから給食費も若干値上がりせざるを得ないというな、邑南町なんかでも給食費、ほかの市は知りませんが、いただいておりますんだなというふうに思いますので、当町が幾ら公約と言いましても、公約したら、そいや町長が3年間、私がこれだけやりますよと言われたことが、じゃあ全てが賄えるのかといたら、そうではないというふうに思いますので、その辺でやはり考えをかじを切りかえるということも、考えも変えていくということも、一つの方法論だと思いますし、町政運営だというふうに思います。

先日も、私債権、公債権についての訴訟をするというような費用をかけてまでせざるを得なくなるまでほうっておいておるわけではないでしょうけども、そういう住民感情も裏にはあるということ、十分職員の方も認識をしていただきたいというふうに思います。

それと他方では、今六千二百何人ですよ、町民。そうすると例えが正しいとは思えませんけれども、私は持論なんですけれども、学校の先生が40人のクラスで1人の教師ということになっていますよね。そうすると62人ぐらいに対してざっくりと職員が1人というふうになっておると思います。そうすると、住民の中では、あれだけ職員がいるんだろうか、ちょっと多過ぎるんじゃないのというふうな声が、今これだけ不景気になりますと、結構聞こえてくるんです。そうすると、例えで言いますと、少数精鋭、多士済々といいですよ。能力はある人材を育てていくというのは、今後の町政において、ひとつのトップであります町長の課題ではないかなというふうにも思います。

そういったところで、なかなか厳しい現状があるわけですが、その辺で町民に督促をどんどんするちゅうのは厳しいですけども、やはり善意な納税者に与える影響というのも、少なからずも配慮していかないと、「私は払わにやれんから払いよるんよ」という人と平気な人と、実際にはあるんだけど払わないという方も、その見きわめというのは非常に難しいかと思えますけども、やはりその辺でやっていかないと、今後悪影響を及ぼすというふうに思います。そういったところで町長の今後の課題ですね、先ほど言いました、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 2点についてお答えをしたいと思います。まず滞納の件でございますけど、今回の通告には1億円ということになっております。実際は今29年度末で8,600万円とはいってしましても、かなり膨大な金額でございますが、それを滞納整理をするために、ここはやはり行政の仕事というのは、費用対効果というのは当然求められますが、滞納整理の部分については、これはなかなか費用対効果ということにはならない。それはなぜかといいますと、先般も発言をさせていただきましたが、今本当にお話があったとおり、善良な納税者、住民の方がいらっしゃることになれば、そういった方に対しても行政の姿勢をしっかりと示していく、それが今回、決算特別委員会のほうから御指摘のあった法的手段にもということ、今回移したということでございますが、やっぱりそうしたことを行政としてもしっかりと姿勢を示して、公正、公平を担保していかなければならない、それが住民の方に対しての、やっぱり行政のあるべき姿ではないかというふうに思っているところでございます。

それから2つ目は、後段お話のあった職員の数のことでございます。一般的に随分前は住民100人に対して行政職員が1人とかういったことが言われておりましたから、今六千二百、三百の人口ですから、端的に100で割れば六十二、三人とかういうことです。

ただなかなか現場を見ますと、そういった数では対応できない。やっぱり行政のコストと申しますか、日本全体の自治体の数あるいは人口規模でいうと、そういった計算もひよっとしたら当

てはまるのかもわかりませんが、やはり人口が少ない、行政エリアのことも多分に関係してきます。お隣になりますけども山口県和木町という、これ行政エリアが本当に狭いんです、数十ヘクタールくらいなんですけど、そこと吉賀町のように本当に中山間地で限界集落が点在をする広い行政エリアをカバーするというようになりますと、単純に人口で100で割って何十人、何百人とこういった計算に当然ならないわけでございますので。今吉賀町の職員百人弱でございます。そうすると、先ほど言われた計算からいうと、やはり数が多いんだと思いますけど、なかなか出先の問題であったり、そうしたことを考えますと、単純な計算にならないということは御理解をいただきたいと思います。

ただ、そうしたことが住民の皆様のほうから、声が出てこないような行政のサービスはしっかりやらせていただく、対応もしっかりやらせていただく、そうしたことは当然のこととして、これからも留意をしてみたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私債権、公債権につきましては、訴訟という事実は、決して誇らしいことじゃありませんので、そういうことも今後もないように、督促についてはしっかりと進めていってほしいと思いますし、先ほど町長が言いました、人口単位の係数だけではないかという事実もわかりますけども、やはり他の町村に負けない人材を育成、育成はできているとは思いますが、ますますやっていくということをしてほしい、これは内部でないとできないこともありますので、町長のほうへしっかりと伝えておきたいと思っております。

それと、幼児教育、保育、子育て支援ということに財源を充て過ぎると、やはり財政健全化というもの棚上げになりますし、さらなる増税であったりとか、別の税金とかサービス低下につながるんじゃないか、社会保障の見直しがされて値上がりするんじゃないかという思いを持たれる住民の方もいらっしゃると思いますので、その辺を十分考慮して、税金滞納が減少するように努めてほしいことを申し添えまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時24分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 桜下でございます。一般質問をする前に、冒頭に教育長に大変お

断りをいたします。

実は、通告には教育振興計画につきまして、教育長のお考えをお聞きするという通告をしておりましたが、いろいろ考えまして、時間の都合で、時間が恐らく足りないと思いますので、この質問に関しましては3月議会のほうに繰り延べさせていただきたいと思います。午前、朝冒頭にも、議長にもお諮りしましたが、教育長、答弁を用意されていたとは思いますが、大変申しわけありませんが、3月まで楽しみにしておりますので、済いません。

それでは、質問をさせていただきます。

実は、質問前に、12月1日に東京吉賀会という会がありまして、私も吉賀高校の同窓会の代表としまして、その会に出席をさせていただきました。

その中で非常に、町長も議長も出席されましたが、我々町民にとりまして本当に感激した声をお聞きしましたので、ちょっと紹介させていただきますが、実は今年の夢・花マラソンに東京吉賀会から2人ほど参加をされまして、走られましたが、一本杉のあたりで脱水症にかかり、倒れられて、気を失ったということでもあります。その際、素早く六日市中学校の生徒の皆さんと先生が駆けつけていただきまして、AEDなどを使いながら対応をされて、その後、ドクターヘリで運ばれて、広島の病院で手術を受け、また東京に帰られて手術を受け、現在、三度の手術を受けられた後、軽いジョギングができるぐらいまで回復したということでした。

その中で、六日市中学校の先生、あるいは生徒の皆さんに、その方は本当に吉賀町は子どもたちを育てるのにすばらしい教育をしているということをお話されておられまして、全国に誇れる吉賀町の教育行政ということをおっしゃっておりまして、残された人生をふるさと吉賀町のためにも少しでも恩返しをしたいということをお話されて、20分ぐらい切々と述べられまして、本当に私も町民の一人としまして感激をいたしました。そのことを教育長にちょっとお伝えしようと思っております。

それでは、質問に移ります。

1点目になりますが、町長にお伺いいたします。

町長は、今年の10月、我々もであります。選挙を行いまして町長になられました。我々議員は選挙で議論を重ね、町民の皆さんの審判を受けてこの場に立っております。町長はお1人だけ立候補されて、ほかに対立候補がなく、町民の皆様は町長の「3つのよし、一体感の醸成」ということを町長は公約で、まあ公約と思いますが、話されました。

そのことに町民の皆さんは期待をされ、信頼をされ、前町長が12年間されましたが、新しく町長が誕生するということで、町長の先ほど言いました公約を期待をされまして、新しく町長になられました。

その中で、町民の皆様は、やはり若い町長が誕生するということで、町が変わるんだと、また発展するんだと、そういうことを恐らく町民の皆さんは本当に期待をされたと思います。

あれから1年たちました。私は改めて聞くのもおかしいんですが、この昨年12月議会でも同僚議員が一体感の醸成とはどういうことかということ質問をされておられましたが、私も町長が公約されまして1年たちましたが、改めて一体感の醸成はということなのかということ、町長に改めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、町長就任1年を振り返るということで、まず、一体感の醸成についてお答えをさせていただきたいと思います。

この件につきましては、今議員のほうからもございましたし、今年の12月の定例会の折にも、あのときは4番議員のほうから御質問がございました。そのときにも答弁をしております。幾らか重複する部分もあろうかと思いますが、御容赦をいただきたいと思います。

初めに、まずこのことが必要と感じた、いわゆる出所、出どころについて申し上げておきたいと思います。

このことはあくまで私自身の捉え方でもございまして、町民の皆さんが一様にそのような思いを持っておられるとか、そういうものではございませんし、そのことを決して強要するものでもございせん。この点につきましては、御理解を賜りたいと思います。

私は、就任前の後援活動などを通して、一貫して、この一体感の醸成を果たして町を一つにしたいという、こういった思いを申し上げてきたところでございます。また、所信表明におきましても同様のことを申し上げております。

私は、少し前になりますが、平成の町村合併の折に、法定協議会の事務局長の職を仰せつかることとなりました。小さい自治体同士の合併ではございましたが、協議を進めていく中では一言では言い尽くせない多くの困難な課題があり、紆余曲折の連続でございました。しかし、両町村の議会、民間有識者の皆様の賢明で真摯な御議論のおかげで、めでたく合併調印式を経て新町吉賀町を誕生させることができたわけでございます。

私は、この合併議論の中で、事務局長として一番大切にしてきたことは、これまでの両町村の取り組み内容を深く尊重し、お互いに不足する部分を補完するものでなければならないということでもございました。私は、このことがまさに一体感の醸成であると考えております。そして、合併事務の中で策定いたしました吉賀町の将来像を描いた当時の新町建設計画、この中でもこの一体感の醸成の精神が一貫して踏襲されているわけでございます。

この新町建設計画にも記載してございます両町村の取り組み内容を深く尊重し、お互いに不足する部分を補完するということがまだまだ達成されていないと、私は感じていたからでございます。

私は、合併事務を預かり、そして当時の両町村の住民の皆様、これは事務方としてお約束を

した、この一体感の醸成を果たすことが自分に課せられた使命であるというふうに考えております。

したがって、一体感を醸成することの意義は、今まで申し上げましたとおり、合併前の両町村、自治体の特性を生かしたまちづくりを行うことによって、全町エリアにおいて地域をさらに発展させること、このことに尽きると思います。

加えて言うなら、これまで何回も申し上げておりますが、一体感の醸成を図るということは、決して全町、全町民挙げて同じことを行っていたきたいということでは決してございません。時にはそうしたことも必要かと思いますが、まちづくりにおきましては、むしろそれぞれの地区がそれぞれのアイデアを持って創意工夫した地域づくりをしていただきまして、それぞれの地区が元気になっていただく、そのことをもって吉賀町全体を活性化させていく、こうした機運で一つになりましょうという考え方に基づくものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、一体感の醸成ということで町長の思いを述べられましたが、私なりに、この一体感の醸成ということを少しでも勉強といいたいでしょうか、調べてみましたら、一体感とは、メンバーが同じ目標に向かって力を合わせることで、共通の目標、意識、役割の認識をし、信頼関係を高めるということが一体感というふうなうたっていました。

また、醸成とは、ある状態を一気ではなくて徐々に作り出していくこと、また機運、雰囲気次第に作り出していくということが一体感の醸成ということであつたと思いますが、先ほど町長の思いと若干同じところもあり、また違うところもあるんですが、私なりに一体感の醸成について勉強した中で、町長はこの1年間、私がさっき町長の公約というふうに勝手に位置づけましたが、この町政を運営し、この1年間で町長は一体感の醸成というのを感じましたか。あるいは感じるということはおかしいかもわかりませんが、その機運というんでしょうか、それがどのようにお考えですか。

また、一体感の醸成をするために、町長はこの1年間でどのような施策といいたいでしょうか、そういう、まあ施策ですね。それをされたかどうか。まずは町長に一体感の醸成を感じたのか。また、なぜ感じなかったのか、あるいは、どういう施策をしたのか、それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、少し前後するかもわかりませんが、通告の順番にお答えをさせていただきます。

まず一体感の醸成を実現するために何をしてきたか、この1年何をしてきたかということでお答えをさせていただきたいと思っております。

今、御紹介もありました。まだまだ就任をしてみず1年、わずか1年が経過したばかりでござ

いまして、この1年で完結した施策はございません。したがって、何をしようとしているのか、このことを繰り返し申し上げておきたいと思っております。

このことも所信表明、あるいは本年3月でございましたが、定例会での施政方針で申し上げましたように、私のまちづくりの目指すスローガンにつきましては、一体感の醸成を果たして町を一つにするため、「3つのよし」の推進をお示しをしたところでございます。この方針で具体的な実行施策として紹介したものが、全て私が一貫して申し上げております一体感の醸成につながってくるものというふうに私は考えております。

一つ一つ施策についてお答えをする時間、制約もございまして、その点はお許しをいただきたいと思っております。あえてということで2つだけ、自分が今やろうとしていることを、お話をさせていただきたいと思っております。

これは繰り返しになりますが、これまでの議案の審議であったり、質疑であったり、こうした一般質問の中でお話をしている部分、重複をする部分でございまして、この点は御容赦をいただきたいと思っております。

まず一つは、やはり公民館のあり方でございます。公民館は各地区における子育てを初めとしたまちづくりの拠点施設であるというふうに私は常々思っております。生涯学習や人づくりという側面での社会教育としてのあり方、それから自治会運営や住民のよりどころという側面での地域振興としてのあり方など、公民館の果たす役割、本当に多様で無限であるというふうに私は思っております。

今後、公民館と行政とのかかわり方について、より有機的な機能を追及していくために、現在教育委員会と町長部局、主には企画になりますが、ここで今協議を進めているところでございます。職員のところで本当に一生懸命今議論を重ねております。しかるべきときが来ましたら、全体のスキームにつきまして、また議会のほうにも御説明をする機会を設けてまいりたいと思っております。

それから、2つ目は、魅力と活力に満ちた地域振興を促進するために行う地域資源を活用した、いわゆる産業振興でございます。

手法につきましては、先般の全員協議会で御説明いたしましたが、地域ブランドの確立と、それと並行して行う地域商社の設立でございます。

地域ブランドの確立につきましては、これもお示しをさせていただきました。一定の基準に基づきまして認証いたしました産品に統一したロゴマークとキャッチコピー、これを施して町のイメージと情報発信をしていくということでございます。

それから、地域商社につきましては実績、あるいはノウハウを持つ民間の助言、こうしたものをいただきながら、生産、市場開拓、流通、そして販売、可能な限りあらゆるものを一元化して

いく、こういった組織を立ち上げたいと、こういうことでございます。

このことは並大抵のことではないというふうに私は思っております。ただ、そこへあえて挑戦をさせていただきたいということでございます。いろいろ策はありますし、今動かしているものもありますが、一体感の醸成ということであえて挙げるとすれば、今公民館のあり方、それから地域ブランド化をした上での地域商社、こうしたことで全町挙げて機運を一つにしていきたいと、こういう思いでございます。

それから、一体感の醸成、この1年間で実感をしたかどうかということについてお答えをしたいと思います。

これは先ほど申し上げましたように、新町建設計画の中で、両町村の取り組み内容を深く尊重し、お互い不足する部分を補完するということ。その実現が一体感の醸成であるというふうに考えております。私といたしましては、就任前におきまして、このことがまだまだ達成されていないという認識の中で、このことをまちづくりの基本姿勢として取り上げたというわけでございます。

あれから1年余りが経過したに過ぎません。当時より、その認識が高くなったか、いわゆる実感する機会がふえたかどうかということで申し上げますと、残念ながら数的なその判断材料がございませんので、これは、あくまで私の見解でございますけど、就任前と比較して、まだまだその域には達していないというふうに私は考えております。感じ取っております。

ただ、私は、日ごろから、地域あるいは会合などに極力出向いて、住民の皆さんとの接点を多くするというのに、今、心がけているつもりでございます。初めての試みでございましたが、今年度、地区の座談会を公民館単位で、5カ所で開催をさせていただいたと、これも一つの試みでございます。

そうした取り組みも、まだまだ本当に緒に就いたばかりでございます。就任して、今11月、12月になって2年目に入っているわけでございますので、今まで以上にしっかり地域に足を運ばせていただいて、「3つのよし」の吉賀町で、結果的にその一体感の醸成が肌身で感じ取れることができるように、これからもしっかり精進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 町長の答弁では、まだ域に達していない、まだまだ実感をしていないということでありますが、僭越ながら私もそのことは思っております。むしろ逆に後退をしているんじゃないかと思っております。

というのが、一体感、共通認識とか、いろいろ信頼感とか、先ほど言いましたが、この合併して13年になりますが、町民が本当に自由な声を堂々と言われたい。ある人が、影響力を持つ人が小さいことを大きく言うと、その人に、あるいは批判とかバッシングがあるような、なかなか

町民の皆さんが自由に意見を言われたい。私はその雰囲気があると思います。

例として挙げますが、例えば、学校の統廃合でもそうであります。予定よりも1年おくれました。これは、地元の声を受けて、教育委員会が方針を出して、それをもって地域懇談会をすれば、その中で意見を持たない地域もありますが、当然反対という意見もありました。それも聞いております。しかしながら、この学校統廃合、これを一言を言えば、本当に今はまた議論が、合併そのものにはどうだったんだとか、そこまで振り返るといふふうな風潮もあります。

実は、この教育振興計画によりますと、これは平成28年に作成をされましたが、5年計画でありましたが、この5年間を、吉賀町は小規模校が多くありますが、拙速な統廃合は行えません。小学校においては、原則として学校を存続させます。中学校においては全てが存続できるように行政は努力しますが、ごく小規模校については、また個別検討といひましようか、例外です。協議を重ねますといふふうにならありますが、この教育委員会からいただきました資料に基づきますと、学校の生徒の推移を調べますと、小学校も中学校も当然ながら減少するという推移が出ております。特に中学校は、平成28年は128名おられましたが、平成36年には90人まで減ります。一番減少が著しいのが、柿木中学校は38名から26名までになります。

つまり、この生徒が減るといふのはもう現実でありまして、統廃合のまた賛成・反対を言いますと、いろいろ批判も受けますが、私は、以前からの持論としまして、とにかく子どもたちの考え、子どもたちを一番に考えるべきだということを、私はこの会でも何回も述べさせていただいておりますが、この議論は、今の計画は、あと2年でありますが、また新しく計画を立てるときに、また同じような、多分同じような指針が出ると思うんですが、やはりこの統廃合については、将来の吉賀町の生徒の推移を考えると、避けて通れない議論をすべきことである一つと、私は思っております。決して、統廃合を進めるといふべきではないんですが、議論はすべきだと私は考えております。

そして、2つ目に、町民の皆さんが自由に声が上げて言われたいのが、当町には庁舎が本庁舎と柿木庁舎がありました。この後、6番議員も、このことについて質問をされるようではありますが、私は、町民の利便性、あるいは事務効率の事務の効率化とか、そういうことを考えますと、やはり私は庁舎は一つであるべきと思います。

何も私は、今の庁舎を六日市に集約せとか、柿木をなくすんだといふことでなくて、庁舎は一つにあるほうが、町民の皆さんが1カ所に行けば全て済むんだと、そういうことを利便性といふんですが、そういうことをやはり議論すべきだと思います。

そして、そのためには、まず議論の中で、その一つの庁舎に行くためには、無料のバスを出すとかといふふうには、いろんなことを議論をするべきで、今は、庁舎を一つにするといふことを一口言いますと、それこそバッシングを受けてもう議論が進みません。私は、一体感の醸成といふ

んであれば、町民の皆さんが、本当に自由な意見を言って議論を交わすと、それが本当の一体感の醸成でないかと思います。

先ほど、町長が言われたこととは若干違うんですが、普通一般的には、一体感の醸成ということは、皆さんが共通な認識を持って、本当に町のためにはどうしたらいいんだと、そういうことを本当に議論をするという、議論ができる、自由な声が出せる、これが本当に一体感の醸成だと思っています。

ところが、今の吉賀町では、こういう議論すらできません。声を上げると、賛成にしろ、反対にしろ、その人になかなか批判になりバッシングが出ておりまして、この議会ですら、その質疑がなかなかできません。

私は、これは本当に町民の信託を受けた、私は議員の本来ある姿じゃないと思っています。もっと自由に、タブーとされている学校の統廃合、あるいは庁舎の問題等は、またこの後にも質問しますが、農業文化祭を2カ所に1カ所という質問をあとしますが、そういうことを自由に議論できる、それが一体感の醸成の一つだと思います。

私は、主観もかなり含めて、今、述べさせていただきましたが、私の主観であります、今のこの町長が思うような一体感醸成を進めるには、非常に今、厳しい現状であり、また自由に議論ができないというのが、現在の今の情勢と思うんですが、町長は、このことにつきまして、今、その学校を統廃合をせよとか、庁舎を一つにせよとかいうんでなくて、そういう議論もできない状態が、今の状態だということを私は述べているので、そのことにつきまして町長のお考えを、通告にないかもしれませんが、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一体感の醸成を、私は冒頭に申し上げましたように、あくまで私の私見でございますので、何に基づいてその定義——議員がしゃべられたそれはそれで、議員のその定義を否定するものでもございませぬが、私なりの一体感の醸成の考え方、進め方、これで進めているわけでございますので、今、3番議員がおっしゃられた3番議員の思いは、私は尊重はいたします。ただ、それがお互い正しいかどうか、そういった議論の場で私はないと思っています。

それから、先ほどありましたように、自由闊達な意見調整がこの町内でまだまだない。ある方、声の大きい方がこう発言されると、そこに全体に流されていく。自分の思いがなかなかこの意見が反映できない。こういったお話だろうと思います。

これは、行政のほうで、ああするこうするということではなくて、やはりお互いそうした議論の場で、そうした場ができるように、これはお互いがやっぱり気をつけていかなければならない部分だろうと思います。

当然、いわゆる行政と住民の皆さんとの間で議論が不足していたという私は反省の上に立って、

地区の座談会をぜひやりたいということで、初めての試みでございましたが、5カ所でやらせていただきました。場所が多いところ、少ないところが確かにありましたが、初めての試みで、5カ所で約130人の方がおいでいただいたんだろうと私は思っています。

非常に貴重な御意見もいただきました。意見交換もすることができました。そうしたことは、やはりまだまだ続けていかなければなりませんし、場合によっては、まだ小さいエリア、集落単位であっても私はいいんだと思いますけど、しっかり我々行政のほうが、住民の皆さんの近いところへ出かけていく。こういった姿勢をまず示す。やってみる。これが必要だろうと思っております。

そうした場においても、なおかつ先ほど言われたような意見がこう偏るとか、これは、そうしたその場を設けるとか議論とは別に、それはやっぱりそうしたことを、お互いに行政もそうですし、住民の皆様も心してそうした議論に参加をしていただくような、こんな雰囲気づくりも必要ではないかというふうに思っております。

具体的に、その学校統合のお話であったり、それから、それは教育振興計画の中にあるお話、いろいろなところのお話でございました。学校の統合の話で、いろいろそういった議論があったということも聞いているわけではございますが、それはそれといたしましても、ある会議を重ね、機会を重ねて、今回のような、今状況になっているわけでございますので、この点は御理解を賜りたいと思います。

それから、庁舎の問題、ほかの議員のほうからも今回御質問がございます。これは、合併協議の中で現在に至っているということでございます。ただ、庁舎を一つにする、それからこの後また通告にあります、町民文化祭、きん祭みん祭農業文化祭を一つの会場でやる。私は、あるものを一つに束ねる。物理的に一つに束ねる。これだけが一体感の醸成では、私はないと思います。

そういった方法も確かにある。それは否定するものでも本当ありません。ただ、そうではなくて、やはり皆さんのそのいろいろな思い、熱い思いで町を吉賀町をしっかり元気にしていきましょう、活性化していきましょう、こうしたことだけでも、私は、一体感の醸成は、十分醸し出すことができるというふうに考えているところであります。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、町長と若干の、若干というよりもかなり認識が違うように思いますが、ええか悪いかは別として、自由に、本当に合併して13年もたちましたので、旧柿木とか旧六日市とか言わずに、本当に町をつくっていくために町民の皆さんが、何も選挙のときだけでなく、本当に自由に意見を言われるというふうな気運をつくる。これを、今、町長は言われましたが、行政の責任だと思っておりますので、ますます本当に吉賀町が一つになったんだと、新しい町をつくっていくんだというふうな気運をますます盛り上げるように、行政は活発的に行

っていただきたいと思います。

それでは、2問目の質問に移ります。

今後のゆ・ら・らについてということで、質問をさせていただきます。

ゆ・ら・らは、この指定管理業者が撤退しまして、12月1日に再オープンいたしました。そして、来年の3月までは、町の第三セクターでありますサンエムさんが、指定管理者として営業をされております。

実は、5日に、ゆ・ら・らに行きましたが、そのときに従業員の方にちょっとお聞きしましたが、オープンして5日ぐらいたちますが、宿泊客はどうですかというふうに聞きましたら、宿泊客は全くありませんということでありました。しかも、レストランは電気が消えておりました。これも、以前と同じように、前日までに予約をしないとレストランは利用できないということでありました。

温泉であれば、風呂に入ってちょっとビールでも一杯というのが、普通誰もといいでしょうか、好きな方は思うことではありますが、ところが、風呂から上がっても、レストランに行っても、予約がないと利用できないと。これが今の現状であります。なかなかその話を聞きましても、第三セクターのサンエムさんが3月まで営業しましても、財務状況はこれが非常に厳しいんだということを、指定管理料を上げましても非常に運営は厳しいということ、まだオープンしてわずかではありますが、私は実感をしております。

その中で、私は、この間、今月議会で、ゆ・ら・らにつきまして、事業分析につきまして予算の計上が出ております。つまりコンサルタントを入れて、今後の事業とか、施設の更新箇所についての検討とかを、コンサルタントを入れて検討するんだということと思うんですが、私は、これはまだ性急し過ぎではありませんか。

12月から3月までの実績も、まだ全くわからない。12月からの再オープンが始まった時点で、次の指定管理者も今、公募中ですが、何も決まっていな中で、早くも、ゆ・ら・らをどうするのかとか、あるいは直すとか、どうするのかという議論は、先日の本会議でも2番議員が、もし新たに4月以降、指定管理者が決まった場合、指定管理者との間でトラブルが起きるんじゃないかという質問を、2番議員がされましたが、私もそれは危惧しております。

私は、このゆ・ら・らに関しては、そう性急にするよりも、12月から3月までの財務状況をしっかり把握して、検証して、それから長期にわたるかもわかりませんが、じっくり10年、20年、30年先のをいろいろ考えて、それからでも、この事業分析といいましょうか、次の指定管理者が決まってからでも、私は遅くないと思います。

私の提案をしますのは、町長が、青空市場の会の方と懇談をしたときに、皆さんが、ぜひ、ゆ・ら・らを残してもらいたいと。私たちにできることがあれば、何でもしますからという要望

があったということで、町長が非常に感激をされておられましたが、ゆ・ら・らにつきましては、本当にこれはもう残さなくてはいけない、継続をしてほしいというのが町民の声であります。

私は、このゆ・ら・らのために、官民挙げて検討委員会を立ち上げるべき。その中で、ゆ・ら・らをどうするのかということを検討すべきだと思います。

例えば、商工会あるいは婦人会、老人クラブ、自治会、公民館、社協とか、あるいは民生児童委員さんとか、それに行政も入って、幅広く官民挙げてこのゆ・ら・らをどうするのかと。前に町長が言われましたが、1人の方が、1部屋オーナーといいたいでしょうか、その1部屋をその方が責任を持って掃除をするとか、要するにみんなで管理をするんだというふうな考えと思いますが、1部屋オーナーということ提案されたということで、町長が述べられたことがあります。そういうふうに、この10年、20年、30年先のゆ・ら・らを、性急にコンサルタントに入って分析をするのではなくて、私は、少々時間がかかっても、官民挙げて検討委員会を立ち上げて、12月から3月までの実績を踏まえた検討委員会を立ち上げて、検証をすべき、あるいは検討すべきだと思うんですが、町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、今後のゆ・ら・らについてということで、お答えをしたいと思います。

4月からの指定管理者につきましては、現在、公募を行っているところでございます。次期指定管理者にサンエムを指定してはどうかという御提案等もございまして、このことにつきましては、今、申し上げましたように、公募中ということもございまして、このことについての見解につきましては、御容赦をいただきたいと思っております。応募の結果、あるいは選定の結果等を見まして、当然、その後には検討してまいる案件でございまして。

それから、ゆ・ら・らの運営するに当たりましては、これまでの全員協議会等でおきまして、一時的な休館、売却あるいは施設更新計画の策定などさまざまな御意見を、この議会のほうからも御意見をいただいているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、今後の運営方針の判断をするために、今回12月定例会におきまして、補正予算においてその調査費を計上させていただいているところでございます。平成30年度・31年度にかけて、事業の分析等実態調査、それから更新設備調査、中期事業計画の策定を行いながら、ゆ・ら・らの将来的な方向性、結論を導き出していく予定としているところでございます。

そのためには、今回、提案がございました幅広く意見を求めていく、こういったことが重要でございまして、今回、調査業務につきましては、基本的には機械の更新であったり、収支の改善、こうしたところに主眼を置いているところでございます。

しかし、やはり先ほども御紹介がございましたけど、施設運営に対する御意見、それからこれからの施設に期待すること、そうした幅広の意見を、思いを、住民の皆様、あるいは関係者の皆様から寄せていただくようなことは、本当に有効な手段であるというふうに考えております。

その形が、今回具体的に構成員の御案内もございましたが、そういった形がいいのか、あるいはまだまだ個別に住民の方、関係者の方、利用者の方、そうした方にアンケートをとる方法がいいのか。場合によっては、住民の代表であります議会の議員の皆様にお伺いするのがいいのか。いろいろな手法があろうと思いますので、ここらあたりにつきましては、これからしっかり検討をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、ああして、本当に吉賀町の看板施設でもございますので、この施設のあり方につきましては、広く住民の皆様から御意見をいただくような機会は設けていく、このことには努力をしてみたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 繰り返すようではありますが、本当にこのゆ・ら・らという施設は、20年、30年、40年、ずっと恒久的にも残すべきだと思っておりますので、本当に拙速的な、場当たりの効果といいましょうか、場当たりのことを求めるよりも、本当に極端で言えば、半年、1年休んででも、本当にゆ・ら・らをどうするのかということ幅広く意見を聞いて、それからでも本当に具体的にやるのも、遅くないと思っております。

じっくりですね。プールの再開という声も出ておるので、また同僚議員からも質問がありますが、本当にプールも、毎日プールに行きましてリハビリをしていると。もうリハビリが生きがいだと。1日も休むことになれば、本当に私の死活問題になるというふうな声も聞いております。

そういうふうなプールのことも含めまして、ちょっと意見が相反するかもわかりませんが、性急なことをするよりも、じっくり検討をして、長い目で見て、ゆ・ら・らをどうするかということ官民挙げて意見を聞いて、町長が今言われましたが、幅広く意見を聞くんだということを言われましたが、ぜひ幅広く意見を聞いて、拙速なことをせずに、じっくり構えて検討していただきたいと思っております。

それでは、3点目の質問に移ります。

ちょっと関連をしておりますが、彫刻の道についてということを質問させていただきます。

これも9月議会で質問させていただきましたが、やはり彫刻の道と、ゆ・ら・らとが相乗効果を狙うということで、交流人口の増加あるいは観光客の増加、あるいは子どもたちに対するその彫刻を利用といいましょうか、彫刻を見ての情操教育とか、そういうふうな目的で、この彫刻の道が10年計画で発足しまして、私もこの計画があった時点では、これはもう本当にいいことだということで賛成をいたしました。しかしながら、指定管理業者が10月いっぱい撤退をす

る。何よりも利用者の減、赤字が膨らむということで、事業者が契約を満了せずに途中で撤退するということになりました。相乗効果というのが、見事に私は崩れたと思っております。

それに関しまして、9月議会で私は町長に、この彫刻の道については、もう計画を中止をするべきではないかという質問をしましたが、町長から答弁は、「一旦この計画は立ちどまるか、軌道修正をするべきと考えている」というふうに答弁をされました。計画を中止をするということは述べられませんでした。

私は、この彫刻の道に関しては、非常に今後厳しい、町民の声は本当に厳しいものがあります。ということで、改めて町民の皆さんにも、この彫刻の道の整備計画というのがどういう計画なのかということをもっともっと知ってもらうためにも、次のことを質問いたします。

今まで、この整備計画にどれだけの経費がかかっているのか。そして、去年ですか、土台も含めた5,000万円ぐらいのモニュメントができましたが、モニュメント代だけで、今まで幾ら経費を投入しているのか。そこの2点をまずお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、彫刻の道についてお答えをしたいと思います。

彫刻の道につきましては、人と歴史を大切に暮らせるまちづくりとして、町民が多様な文化、文化活動に接する機会の拡充を目指すために、吉賀町誕生10周年にあわせまして、澄川喜一記念公園として位置づけ、より多くの芸術作品に触れることができる文化振興の象徴的な公園として、多くの人が集い、芸術への理解も深まり、吉賀町のシンボルとしての公園機能の向上が図られることを期待して、平成27年度から整備を始めたものでございます。

当初は、澄川先生の監修も受けながら、今、お話がありましたように、おおむね10年程度をかけて整備することとしておりまして、平成33年ごろに先生の彫刻展を、彫刻作品を展示して、大きな整備が完了するということとしておりました。

しかしながら、いろいろな整備を前倒しをするということが可能でございましたので、主要な整備につきましては、おおむね本年度をもって完了するという予定でございます。したがって、これから大きなハード事業が発生するという要件は、現段階においてはございません。

ゆ・ら・らとの関係につきましては、交流人口の拡大という相乗効果も期待しているところでございますが、先ほどお話がございましたように、施設への誘客の数が減少傾向にございますので、大きな起爆剤となっていないというのは、現実の問題でございます。

彫刻の道につきましては、当初の目的であります芸術への理解を深める活動が、今後重要となっていくと思われまます。今後はソフト面を充実させながら、引き続き、より多くの人が集える公園に活用してまいりたいと思っております。

個別に質問がございました。それぞれについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目、今までの総事業費についてでございます。申しあげましたように、平成27年度から整備に取りかかりまして、27年度から29年度までの決算額と、今年度、平成30年度の予算ベース、これを合算した金額で申しあげますと、約1億1,600万円余でございます。

それから、今、あの公園に設置をしております彫刻、作品だけの費用を申しあげたいと思います。4つの作品でございます。お一方は、海外のペトレという作者でございます。後は、大井さん、濱坂さん、それから澄川先生、この4つの作品でございます。4つの作品の購入費用、総額で6,770万円でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ちょっと町長から今答弁がありました。総事業費は、たしか私の記憶では、決算審査委員会で担当者の方から、今まで2億7,000万円かかっているんだというヒアリングの中で答弁がありました。私はこのことを決算委員会の中でも確認しましたので、実は、今、議会だよりが出ておりますが、その中でも町民の皆さんに、今までの事業で彫刻の道には2億7,000万円費やしたということを広報にも書きましたし、決算委員会でもはっきり聞いております。そして、今、町長が彫刻だけで6,000万円と言われましたが、信号のところにある一番最初にできた「およりんさんせ」というんですか、あれが7,000万円、そして、このたび温泉の庭につくった分だけでも台座を含めて5,000万円、それだけでも1億2,000万円ぐらいかかっているというふうに試算をしておりますが、今、若干数字が相当違いましたが、その点についてお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私のほうで先ほどちょっと金額、まず、総事業費1億1,600万円と申しあげたようです。1億6,600万円でございます。今お話がございました2億数千万円、これは今回、澄川喜一先生の彫刻の道整備事業の随分前に国道に寄ったところに大きい先生のモニュメントがございますが、当時のものを含めたもので担当のほうから委員会でお答えをしているようでございますので、新たに平成27年度から始めた今回の彫刻の道事業の金額で申しあげますと、先ほどの1億6,600万円と、それから作品にかかる経費、こうしたことの総体ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 済いません、まだ時間ありますかいいね。2分。（「3分」と呼ぶ者あり）3分。わかりました。

今、町長が27年度以降ということでありましたが、いずれにしましても総事業費は2億数千万円近くかかっているのが事実なんです。それをいつからの出発かというふうにくくりますと、

27年度以降は1億6,000万円ということでありましたが、実際には2億7,000万円近いお金がかかっているのが事実であります。そのことを含めましても、やはりここは一旦立ちどまるどころか、私は、ここは一旦、この計画は中止をすべきだと思っております。そのことが町民の皆さんに理解を得ることだと思えます。数字のことにつきましては、いろいろここでまた一般質問でありますので質問しませんが、とにかく巨大な経費がかかっていることは事実であります。

問題は、今後の管理につきましてお聞きしますが、そういう相当な高いお金がかかっている彫刻でございますので、簡単に芝刈り機で芝を刈っただけで済むというようなことは私は思っておりません。石が飛んだりして傷がつくことも想定されますが、今後の管理についてどのようなお考えでしょうか。また、どれぐらいの経費がかかるのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前回の一般質問の中でも、私のほうから一旦立ちどまるという答弁をさせていただきました。今、議員のほうからも、現時点においては中止というようなお話もございました。先ほど答弁申し上げましたように、今年度のものをもって大方のハード事業が終わるわけでございます。現時点において、これ以上の整備をする腹案は持ち得ておりませんので、打ち切りというか中止、そういった御理解でいいかと思えます。

それから、公園の管理でございますが、現状もそうなんですが、当面、今はゆ・ら・らの指定管理の範疇の中でさせていただいておりますので、今のゆ・ら・らの指定管理業務がある状況においては、現状と同様な形で対応させていただきたいと思えます。

それから、彫刻の道整備事業、中止、打ち切り、言葉にはいろいろございますが、いずれにしてもハードは終わります。ただ、あの公園自体はやはり有効に活用させていただかなければならないわけでございますので、先ほど答弁しましたソフト事業を中心に、あそこの公園にしっかり皆さんに足を運んでいただく、愛着を持っていただくような彫刻の道、公園にしていかなければならないわけでございますので、なかなかそうはなり得ておりませんが、住民の皆様、あるいは来町していただく皆様に足を運んでいただけるような施設にしていかなければならないと思えます。そうした意味でいうと、もともと彫刻の道を整備する段階で申し上げておりましたが、今も続けておりますが、澄川先生の関係で宇部のビエンナーレ、彫刻展とのかかわりは当然、これは続けていきたいと思えます。これはハードでなくて、吉賀町賞という賞を今お出しして、著名な立派な作品に対して賞を授与しておるということで、今、第1号が「アフターアップル」という作品でございますが、これは今、宇部のときわ公園のほうでまだ展示がしてございます。来年の3月まででございますが、これは2年に1回の彫刻展、世界的に有名な著名な国内屈指の彫刻展でございますので、そこの関連は文化の交流という緩やかな連携でございますが、宇部あるいはときわ公園とは、吉賀町という名前をPRする上でも、この連携は進めさせていただきたい

と思います。

それから、直接、彫刻の道とは関係ございませんが、ああして先般、10月の中旬には、伊藤博子先生の作品展を開催させていただいて、本当に2週間という短期間でございましたが、町内の皆さん1,000人おいでをいただきました。人口6,000人の町で6分の1の方がここへ足を運んでいただいたということでございますので、本当に素晴らしい作品展だったと思います。ああいうことを今回しっかり勉強させていただきましたので、彫刻の道でそうした仕掛けができないか、ここもしっかり検討していく必要があるのではないかというふうに思っています。ですから、ハード事業はひとまず、これからはしっかりソフト事業を展開させていただいて、投資の部分がしっかり今度は入ってくるようにこれからも心がけていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） せっかく町費をかけてつくられた公園でありますので、草がぼうぼうにならないようにしっかり管理をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、3番、桜下議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 休憩を省きます。

続いて、4番目の通告者、2番、三浦議員の発言を許します。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） それでは、通告者より、町長に2点質問いたします。

まず第1点、災害に強いまちづくりということで、ここ近年、全国的に各地で地震、火災、豪雨と、さまざまな各地で被害が出ているわけですが、本町も、これも災害のうちだと思いますけど、寒波が来まして、マイナス12、13度の寒波も来まして、水道破裂、また、積雪と、かなりこのたびも職員を初め、皆さん、町民はもちろんですけど、いろいろな災害を負ったんじゃないかと思っております。全国各地でここ数年、何回も言いますが、起きているというところを前提に、この町も災害に強いまちづくりを今以上にする必要があるのでないかということで質問しております。

災害の中には、山、川、道路と、そういった部分が崩壊しまして、尊い命が失われたりとか、建物・住居がなくなったりとか、そういったことが主に原因になっておると思います。

本町を見ますと、幸いここ何十年もと申しますか、最近では災害もそんなに大きい災害もなく、ある程度、町民にとっては生活の上でも安定しておれる状況じゃないかと思っております。

ただし、ことしは西日本豪雨、その節にもいろいろ川の水かさが増水しまして何十人がが集会所等々へ避難したわけですが、そういうところを見てもみますと、各地域、私の地域もそうですけ

ど、あと半日この雨が降れば、もう越して大災害が起きるのではないかと、そういうところが何点も見られます。そういったことが当然今からまだまだ危険度としますと出てくると思います。道路、山、川にしても、いろいろな災害によって、川でいえば堆積、山でいえば土砂崩れ等々のそういった原因が出てくると思います。

山にしても、谷にしても、道路にしても、放っておいて新しくなることはまずありませんので、その中には長年、この間の陳情にも出ています。これまでも出ていましたが、年々増すごとに危険度は増してくると。その中で、そこを行政がどういうふうに見るか、そういうことが一番大事なことでもありますし、2、3年前に防災マップ、こういったものも各町民に配られたと思いますけど、それからの進展というのが私も詳細には見ておりませんが、危険度のあるところはそういうマップで示されておるようです。そういったことを一応町としてもやっているわけなので、ここは建設水道課が一番メインになってくるとは思いますけど、皆さんからも、町民の方からも、議員を通じてもちろんですけど、この山が悪いとか、道路が悪い、谷が悪いとか、そういった要望もたくさんあると思います。そこは真剣に受けとめて、すぐにはできないにしても、受けとめてやらないと、今の時期ですから、いざどこで何が起きるかわからないと。もし起きたときには、これが死亡事故につながりました。家が流されました。そういったことが十分考えられるんじゃないかと思います。今はなくても、これから5年、10年先にはそういった箇所が出てくるんじゃないかという考え方が当然成り立ってくると思うんですけど、そういったことを踏まえ、今後、町として、さっき防災マップのことも言いましたけど、今後、どういった具体的な調査、工事、また、組織の自主防災組織ですか、そういったものも含め、どういった計画を自然災害に対しての対応を、町民を守るためにどういった考え方でおられるか、計画をされているかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず、災害に強いまちづくりということでお答えをしたいと思います。

現在、島根県では、県内全域において土砂災害特別警戒区域を平成32年度の指定完了を目途に取り組むこととしております。

島根県は豪雨のたびに土石流、地すべり、崖崩れが発生し、過去に幾度となくとうとい人命や貴重な財産を失ってきた経験を踏まえ、これらの災害を未然に防止するための関係対策事業とあわせ、「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく総合的な対策を進めることが有効であるとの視点に立ち、進めるものでございます。

具体的には、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。現在、全国で

この区域を指定するための作業が進められており、その流れに沿ったものでございます。

吉賀町においても既に指定されています土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンでございます。これとあわせ、今回、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンでございますが、この指定に向けた作業が進められている状況でございます。この作業は、吉賀町を旧六日市町エリアと旧柿木村エリアに分けて現在調査を実施しております。現状におきましては、旧柿木村エリアの調査結果について取りまとめを完了し、旧六日市町エリアにおきましては測量調査が終わり、取りまとめ作業が現在行われている状況でございます。取りまとめが終わりますと、来年度を目標に地元説明会の開催並びに議会への説明をさせていただく予定でございます。

工事等のハード対策につきましては、その多くを県の河川事業、あるいは砂防事業、治山事業に依存しているところでございます。今後も、県による対策工事を要望していくとともに、町管理河川等におきましても、緊急性の高いものから予算等を措置いたしまして対策を講じてまいりたいと思います。

また、申し上げましたハード対策とあわせまして、自主防災組織の組織化や防災訓練等のソフト対策も実施しながら、町全体の総合的な防災力の向上に努め、災害に強いまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 徐々にその対策が進んではいるようですが、身近なことを言います、あんまり時間もないので。ことしの西日本豪雨で、こちらでも例の立河内の沼地が崩壊しそうだとか、そういったこともあったわけですが、他地域でも川の水があふれるとか、当然、実際そういった災害には至らなかったんですが、そういった緊急性が当然ある箇所が数々まだまだあるんだろうと思います。

ただ、今の行政の防災マップから始まりまして、イエロー・レッドエリア、これに関しての調査、調査済み等々ありますけど、1年というのはすぐ過ぎますので、計画的にやるようなのは当然のことなんですけど、そういった計画を含めると、多分1年、2年かかるんじゃないかと思えます、早くて。その間に、この間の立河内の話じゃないんですけど、決壊した場合に、そのときに命が奪われた、住宅が流された、何回も言うようなんですけど、そういったことが十分考えられます。ただ、行政的なもので、国の指示、県の指示、そういったことも含めてですけど、そんな生ぬるいことをしていれば、人命が失われたら町長は一体その責任はどうするんだ、そういった事態にも当然なるわけですし、私が言いたいのは、とにかく緊急性があるところは、町や県やそういう計画にのっとるのは当然ですけど、そうじゃなしに、町独自の対策をしっかりと、早目の対策を立てて、何でもそう言いますが、実際に実践していかないと、人命にかかわりますので、そこはしっかりと町独自の、人を頼らずと言いますが、国や県を頼らずに、でも、そういったこ

とが起こせるような体制をつくるのが一番災害に強いまちづくりが早くできるんじゃないかと思っております。

重ねて、結局、もう何十年も吉賀町というのはこれといった災害はないわけですが、災害に強いまちづくり、どこかの各地で災害が起きた場合に、その被災者をこちらに、前回にもありましたけど、受け入れ体制をとったりとか、そういうこともしていますけど、そういった災害に強いまちづくりを構築して、それを吉賀町のPRとしてやっていけば、前議員が言います社会増等々、人口減少の歯どめになるかもしれませんし、そういったことも含めて、何でもめり張りが大事とは思いますが、今回は災害に強いまちづくりということで、これも町独自の行動性のある対応をしていただき、また、それをこの町の特徴としてPRできるようなものを構築していただければと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まだことしは数日残っておりますが、本当にことしは全国各地で、近いところでいいますと、広島でああして西日本豪雨災害が発生したということで、同じ時期には町内で豪雨によって河川の増水、あるいはため池の越水等によりまして避難勧告も出させていたるところでございます。本当にああしたところにつきましては、特にため池の問題等につきましては調査費の予算も今措置をしていただきまして、その業務に当たっているところでございます。本当にスピード感を持って対処しなければならないというふうに思っております。

なかなかこうしたハード事業も大規模なものになりますので、財源を見つけなければなりません。町独自というお話もございました。小規模な施設の改修等につきましては当然可能でございますが、なかなか大規模なものになりますと、まず財源を見つけてというのが先決いたしますので、そこらあたりにつきましては、国あるいは県への要望活動をしっかり行いながら、緊急性の高いものから優先順位をつけて対応させていただきたいと思っております。

そういうことで、まずはハード事業ということもありますが、それをしながらソフト事業、避難勧告をしてもなかなか避難所のほうへ足を運んでいただけないというのも本当に大きな問題でございました。悩ましいところでございます。避難勧告なり避難指示が出れば当然でございますが、避難所のほうへ足を運んでいただく。まずはみずからの命をみずからで守っていただくような行動をとっていただけるような周知も必要だろうと思っております。これは、住民の皆さんに行政のほうからしっかりアナウンスをしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどほかの議員さんの一般質問がございましたが、この吉賀町、幸い、今のところでございますが、大きな災害がない地域でもございます。それが一つの売りにはなるかと思っておりますが、ああして今は全国どこで大きな災害が起こるかわかりません。なかなかそういったこと

を軽はずみにアナウンスをしてというのも難しいところがございますので、緩やかなPRといえますか、そうしたことを可能な範囲でお話しをさせていただきながら、この吉賀町に来ていただくようなことは考えてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 早目早目の対応をお願いしたいと思います。

1つ忘れていました。災害時に住民が避難しますと、いろいろななかかされない方もいると言われましたけど、その反面で、住民が避難所に向かわなくてもいいような、そういった災害防止のまちづくりをお願いしたい、ぜひ進めていただきたいということを加えておきます。

次に移ります。2点目で、町内施設の今後の対策ということで、町内いろいろな公の施設がありまして、学校を初めとしまして、公民館、集会所、また観光施設、先ほどはゆ・ら・ら等の話も出ましたが、いろいろ施設があるわけですが、これも経年劣化により、学校に対しては耐震工事と、いろいろな施設に新築、改築、または解体等の今後は先々の方向性が出てくると思われまます。古くなったから壊せばいい、そういう話じゃないと思えますけど、今後、人口減少を含めまして、その影響を見ながら、また、地域の年齢層、または行動力、その辺も含めながら慎重に、財政のこともありますので、その辺も含めて計画していかないといけないと思っておりますが、当然、そのことは町長も考慮されていると思えますが、これからの施設に対して、主にこういった部分は簡単に言えば解体するんだと、こういった部分に関しては改修してそのままやるんだと、または、民間がこういった希望があればこの施設を貸し付けしてそういった対策をとるんだと、そういったことをお聞きしたいわけですが、5年、10年先とかでもいいですし、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の町内施設の今後の対策についてということでお答えをしたいと思います。

平成29年3月に策定いたしました吉賀町公共施設等総合管理計画におきまして、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を掲げさせていただいております。公共施設の総量の40%を縮減、施設の管理・更新に対して長寿命化や維持管理の効率化、保全費用の平準化、あるいはインフラ施設の長寿命化等、計画的な対応を基本原則としております。個別の施設につきましては、この基本的な方針をもとに、平成32年度までに長寿命化、あるいは廃止等のやや踏み込んだ個別施設の管理計画の策定を現在予定しているところでございます。

御指摘をいただきましたそれぞれの施設につきましてさまざまな状況、費用対効果、財政負担等を勘案させていただきながら、個別の計画の策定に今後は努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 32年度までに今の管理計画を立てるということですが、先ほども言いましたように、町長も言いましたけど、費用対効果、使用頻度、そういったことも含めてということですけど、ずばりお聞きしますと、学校、公民館等々ありますが、公民館はこのたび来年度新築と、1カ所はそういった計画もあるみたいですけど、まずは、かいつまんで集会所とまず公民館、この施設に関しては今から、先ほど言いました老朽化のこともありますので、人口の増減もありますので、公民館、集会所に関しては町長としてどういう見方をするかと。朝倉公民館が来年度新築するわけですが、それに関しては立派なものができると思うんですけど、どういった観点でどういった考え方で、これから先、あそこを繁栄させていくために新築すると思うんですけど、その辺のお考えを、ちょっと絞って公民館と集会所に関して、その辺をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 吉賀町の総合管理計画、お目通しをいただいていると思いますが、いつでも申し上げましたが、全体で延べ床面積だけで9万3,000平米ぐらいありまして、そのうちの約45%の建物が築30年以上なんです。ですから、今ある現有施設を今と同じ形で残して更新していこうと思えば、投資的経費だけでこれまでの1.2倍の経費がかかるということですよ。とても財政的に耐えられるような数字ではございません。ですから、今回、ああして平成29年度に公共施設の統合管理計画を策定させていただいて、向こう40年間、平成29年度から68年度までの40年間で設備のあり方を、施設のあり方を考えさせていただきましょと、こういったつくりでございます。ですから、ある程度集約、コンパクトにしていくというのは当然でございます。

個々具体ということで公民館と集会所のお話がありましたが、これも先ほど言いましたように個別計画を32年度までにつくりますので、その中で幾らか踏み込んだことになろうかと思いますが、ただ、公民館につきましては、ああして朝倉公民館、新築の今手続を進めておりますが、私がかねてから言っておりますように、今ある5つの公民館を拠点としたまちづくり、地域づくりをしたいと、こう言っておりますので、公民館の今の数を減すとかそういったことには当然私はないし、そういったことではいけないというふうに私自身は思っております。

ただ、集会所の問題につきましては、これはまた別の問題があるかと思っております、当然、各地区の集会所はそれぞれの地域の御要望に基づいて整備をさせていただきました。地区のほうで維持管理をしていただいておりますが、そうは言っても、今、54地区集会所があります。旧柿木エリアで申し上げますと15、それから旧六日市エリアで39だったですか、全部で54あるんですけど、その中でも地域自体でその集会所が、人が少ない、それから高齢化、管理がもう

ままならないんだというようなお話を数カ所聞いております。ですから、今、集会所を5カ所整備しておりますけど、それが現実問題として必要かどうか、それから維持できるかどうか、これは先ほど言いました32年度末までの個別の計画の中で、現場といいますか、集落においてもいろいろお聞きしながら、施設のあり方はしっかり考えていかなければならないというような事情があるかと思っておりますので、今、集会所と公民館、並列でお話ございましたが、少し事情が違うということは御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） これから人口減少と高齢化等も実現化しておりまして、そういった方向になるんだろうと思います。大変な時代を迎えると、そう言っても過言ではないと思いますが、公民館におきまして集会所におきまして、私もそういったことは予想はしてはいたんですけど、状況に応じて私たちもいろんな声を出しながらやっていかないといけないとは思っております。

もう一つ最後に、観光施設は、ほかにもいろいろ施設はあるんですけど、先ほど前議員からゆ・ら・らのことも出ましたし、いろいろな施設がありまして、まずゆ・ら・らでいいますと、私も何回も発言したこともありますけど、ゆ・ら・らはこの吉賀町のシンボルとして、核の観光施設として、そう考えるとありますけど、考えた場合に、核となるとその周辺の商店、またはそれに関連した施設、これらも当然影響してくるわけでありまして。もちろん先ほど言いました彫刻の道、これもかなりの影響力はあるんじゃないかと思っております。言いたいのは——あともう一つ、水源会館もありますね。水源会館も前回でしたか、これも費用対効果の問題も質問の中で出たわけですけど、そういったことも含めて言うことではありますけど、ゆ・ら・らを中心に考えますと、真田グラウンド、水源会館、またはスポーツ公園、柿木のグラウンドゴルフ場、蔵木のグラウンドゴルフ場、ほかを言えばいろいろログハウスとかキャンプ場とかも、そういったところも当然含んでくるわけですけど、町全体から考えれば、これを全体でワンセットでまず考えなくちゃいけないという感覚がまず必要だと思います。

ただ、年数、建築時が違ったりとか、その辺でいろいろな、老朽化とか先ほど出ましたけど、いろいろな問題が出ると思いますが、ゆ・ら・らがああやって再開して、今、すごくこの春まで大変な時期だと思います。風評被害のまたその輪を増してまた風評被害を背負って今は営業しているところだと思いますけど、この辺はしっかり町長も継続するということでありますので、また、町長だけじゃなしに町議会、また民間も共同体となってゆ・ら・らに対して協力していけば一番よろしいんじゃないかなと思っておりますけど、ただ、ゆ・ら・らが今回オープンしましたよと放っておけば、いずれは何でもそうですけど、放っておけば何なりませんし、もう衰退するばかりのことであります。形だけにこれを行政としてこういうふうにやりましたよと、この

たびは4月からまた公募で指定業者になりますよと、そういったことも当然出てきていますが、そこはしっかりやったことに対しての行政もしっかり責任を持たないといけないと思いますし、今現在、ゆ・ら・らだけじゃなしに、はとの湯も当然ありますし、スポーツ公園等々も、先ほど言った施設もありますけど、ただやっているだけならもうやらなくていいといたしますか、そういった話にもなります。そこはしっかり吉賀町のゆ・ら・らを中心に、この町はこうしていくんだと、そうすれば交流人口も当然ふえてきますし、先ほどから言われていますけど、そういう気運を上げるといたしますか、そういうことが一番大事なことでありまして、ただ言うだけでまずその気運が人口増加を呼ぶわけでは当然ありませんし、そこはいろいろな地域住民を含め、しっかりした話をしてやっていかないとなかなかいい方向へ行かないんじゃないかと思っております。

きのうもちょっと言わせてもらいましたが、調査の問題ですけど、そこは一般から、私から見ますと、ちょっと順序が違うんじゃないかなと思ったりもして、そこはじっくりやらないといけないということも言ったわけですけど、ここも施設でありますので、ほかの施設もそうですけど、長年の劣化により大変なコストがかかり、そういったこともどこもそうですけどかかってきますので、そこは行政の考え方も当然あると思いますけど、民間の意見も重々受けて、何かやるときにはそういったものを受けてやったほうが柔軟に先々でもトラブルなしにできるんじゃないかと思っておりますが、行政でこうしました、ああしました、これで終わりですよみたいな、吉賀町はそういう特色があるのかはわかりませんが、それであとは終わりみたいなのところも、私が考えるにそういうところがあるみたいですけど、そうじゃなしに、もう今からどっちにしても厳しい、どこの自治体も厳しいわけですから、そこは町民と町議会も含め、みんなで共同体となってやっていくしかないんじゃないかなと思っております。そういった流れで今の町内施設のことに関しても、これは必ずお金が要ることなので、しっかりした町民の意見を受けながらやっていただければと思っております。最後に町長、何かあれば。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 公共施設のあり方ということで、最後お話のあったのは、ゆ・ら・らを初めとした観光施設のあり方でございますけど、ゆ・ら・らにつきましては、これまでも申し上げておりますように、まずはあの施設を守らなければならないという大前提があるわけでございますので、ゆ・ら・ら、それから今回調査業務を対象とさせていただきます柿木のはとの湯、同じ公の温泉施設でございますので、しっかり調査をしていただいて、調査はどちらの業者さんになるかわかりませんが、今後の将来に向けての施設のあり方等につきまして、しっかり提案なり調査をしていただく、それをまた次のステップにつなげていくというようなことにしていきたいと思っております。

それから、水源会館とかスポーツ公園等々のお話もございました。これも目的さえ違いますが、

同じ公共施設でございますので、先ほど申し上げましたように、計画に沿ってこれから具体的にどうしていくのか、ここらあたりにつきましてはしっかり検討させていただきたいと思えます。

全て公の施設でございますので、これは行政の責任としてしっかり管理運営に当たっていきたい、そのことは申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 今後、いろいろ大変な時期を迎えますが、ぜひ、町長を含め、一体感を持って対処していただければと思えます。よいまちづくりをお願いしたいと思えます。ということで質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、2番、三浦議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番目の通告者、1番、松蔭議員の発言を許します。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 2点ほど通告してありますので、質問をいたします。

まず1点は、産業振興の進捗状況、これは毎回聞くわけですが、1つに、現在、サフランとラッキョウ、お茶、米のブランド化という各事業を進めておるわけですけど、その現状、今の状態と今後の見通し。

それから、現在今、この4事業をやっておるわけですけど、計画しておるわけですが、1次産業、これ今のところ1次産業、これ、また加工とか販売なんですけど、この1次産業というのは、なかなかすぐ金にならん。要するに、収入に結びつかない。

それで、この4事業以外に、例えば工業的なもの、あるいは商業的、物を売るとか、ほかに観光、スポーツ、そういうものが、収入に結びつくものがないかどうか、考えておられるかどうか。

それから、地域商社というのが今、言われておるんですが、これをこの前の全協でもあったんですが、一応聞いとるわけなんです。今までのことと今後のことを聞いているんですが、それも一度、この場でどういうふうになっていくのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず1点目の産業振興の進捗状況はということでお答えをしたいと思えます。

米、お茶、サフラン、ラッキョウのブランド化の進捗状況につきましては、9月の一般質問でも同様の通告がございまして答弁をしておりますので、その後の状況についてということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、お米に関してでございます。

御案内のとおり、吉賀町選抜を行いまして、去る11月26日、27日、岐阜県の高山市で開催されました米・食味分析鑑定コンクールに出品をいたしました。国際総合部門で4大会ぶりの特別優秀賞、それから、都道府県代表部門では、2年連続金賞を受賞することができました。また、ことし初めての出品となりましたが、静岡県で開催いたしましたお米日本一コンテスト、こちらのほうには、残念ながら、出品した作品の最終審査まで残るということには至らなかったということでございます。

それからお茶、有機茶に関してでございます。

これにつきましては、煎茶、紅茶、ほうじ茶、玄米茶、豆番茶、こういったものを販売しております、徐々にではございますが、販売額もふえている状況でございます。また、ことし11月には、茶ノ実採取と茶ノ実油、ティーオイルでございますが、この体験も開催をしているところでございます。

それから、サフランに関してでございます。

試験栽培に御協力いただいている農家の方と相談しながら、収穫をしているところでございます。販売につきましては、サフランライスの素など、2次商品を含めて道の駅、それから株式会社キヌヤさんと言いますと、七日市店、津和野店、本店、さらに石見空港の売店等で販売をしているという状況でございます。

それから、ラッキョウに関してでございます。

農家の方に試験栽培をしていただいております、2年後に向けて植えつけが終わっております。来年度も栽培に協力していただける方を募集し、ラッキョウの生産拡大を進めてまいりたいと思っております。

また、販売に関しましては、農業公社の六日市加工所、こちらのラッキョウ漬けが人気で、販路先も広がりつつあります。ただ、洗浄機を購入して、多少、作業時間というのが軽減されたとは言いましても、やはり、調整、加工にどうしても時間と作業負担がかかるわけでございます。その改善策を農業公社、あるいは農家の皆さんと相談しながら、今後考えてまいりたいと思っております。

それから、2つ目の件でございます。

その他の農作物のブランド化計画はという御質問でございますが、当面は、現在取り組んでいる事業に重点を置いた活動を行っておりますが、新たな農産物も念頭に置いて、ブランド化事業

を進めてまいりたいと考えています。

なお、新たな販路先といたしまして、東京都新宿区神楽坂にございますイタリアンレストランで吉賀町産のサフラン、あるいはお茶などを使ったメニューを提供していただくというお話がございまして、そちらのほうを進めているところでございます。

また、工業的なもの、あるいは商業的なものについて、現段階で持ち得ている腹案というのはいわけでございまして。

それから、3点目でございます。

地域商社の設立に向けた現状に関してでございます。

先般、12月7日、全員協議会におきまして、現段階での状況の説明、それから、今後の展開について御説明を申し上げたところでございます。改めてということでございますので、重複になるかと思いますが、ざっくりとしたところでの概要を申し上げたいと思います。

町内のプロジェクトチームを、これまで立ち上げをいたしまして、これまで、事務方のほうでいろいろ調整をさせていただきました。そして、そのチームでの検討結果ということで、何点かお示しをしたところでございます。

ただ最終的に、やはり問題点、課題といたしましては、1つは人材の不足するということ、もう1つは推進主体、いわゆる組織の状況でございまして、これがまずないということでございます。そうした課題をまとめさせていただきまして、地域商社の設立に向けまして、どうあるべきかということを検討させていただいたということでございます。今後の進め方につきましては、スケジュールはあらかじめのところ、先般も申し上げたところでございますが、やはり、31年度のところで、地域商社設立に向けた準備室なるものを設置をさせていただいて、できれば、32年度に向けて事務を進めていきたいということでございます。

とは言いながらも、先ほども申し上げましたが、専門的なノウハウ、スキルを持った人材がいなわけでございますので、このことにつきましてはこれから、包括的な連携協定をしながら、その後においては、企業のほうから、専門的な人材を派遣していただけるような協議をこれから進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 今申し上げましたサフラン、ラッキョウ、お茶、米のブランド化というのはお答えいただきましたが、サフランは今、芽を収穫して、今度、球根を植えつけるとい段階ですが、これは、冬場の仕事は、球根ができ出してから大きくなるのは春から夏まではいかんと思うんですけど、冬場というのは、農家としては、ちょうど農閑期なので、もちろん、ラッキョウも冬できる、だから、草取りとかそういうのが比較的少ないと思うんで、これは、うまく栽培して、どんどんできて加工するような段階になると、ただ、今のように、栽培する人が

少ないといけないということなんで。

それで、これは今から、どういうふうにして進めていくか、いろいろな方法、方策があるかと思いますが、ぜひ、せっかく取りついたことなんで、どんどん進めていってほしいということです。

お茶も、普通はお茶は春に、5月ですかね、茶摘みをするということでしたけど、この前、先ほど言われたように、秋でも摘んでお茶にするとか、それから、ちょうど実ができるから、その実を絞ってオイル、ティーオイルというか、とにかく、お茶の実を絞って油をとって、それをどういうふうに生かすかということ、何かいろいろ、いい成分があるようなんで、これはほんの少量ですけど、そういうのをまた、商品開発としてやっていくと思います。

米のブランド化。これはこの前も言いましたように、米ってどこにもある。

今、日本一じゃないけど、金賞とか何とか言われたんですけど、ブランドというのが、どうも私も横文字に弱い。ちょっと見えたら、貴重品の銘柄とか、それを特定の商標を売り込んだり、あるいは、他の競合する商品との差別化を図るとか、より有利な地位を築こうとする企業戦略をブランド化というふうに。

それから、ブランドというのも、町長が無形資産と言われたんですけど、確かにそういうことで、何かつかみどころはないんですが、何となくわかるわけですけど、要するに、米の場合は、先ほど言いましたように、全国、日本ならどこでも米をつくっておるということで、なかなかこれをブランド化して、要するに、他の商品と他の米との差別化というのは何か難しいと思うんですが、いい米ができるようなんで、その辺も進めて行ってもらいたいと思うわけでございます。

それから、ロゴマーク、これもこの前の全協でもありましたが、これは、もう決められるということで、これも高校生の発案といいますか、これは、十分利用していただきたいと思うわけです。

このデザインもなかなか、ミルクの中へほとんど落としたり、瞬間的にぽっと王冠、ミルククラウンとか何とかという、ああいうのをパッと見られたかと思うんですけど、要するに、このロゴマークをせっかくするなら、今度は全てに、これはそういうふうに言われておるんで。

それからね、やっぱりブランドということで、先ほども申し上げたように差別化、よそよりは高級品じゃないけど、そういうものということで、つけるについては、だれもかれもつけるということでなしに、審査ということになっておるようですけど、これはぜひ進めていっていただきたいと思うわけでございます。

それから、1次産業、今4つは1次産業、今の段階ですけど、私聞きたかったのは、要するに、すぐ収入に結びつくもの、これなかなかないけど、それはないかということでお聞きしたんですけど、今のところ、ないということであつたんで、多分、これはぜひお考えいただきたい。

このラッキョウにしても、お茶にしても、この4品目は時間がかかるんですね。恐らく、ラッキョウなんかも、実際に瓶詰めてどんどん出すということになったら、恐らく、2年、3年はかかると思うんですよ。

サフランにしても、まだ販売するところ、今、何件か言われたんですけど、これも量も少ない。ただ、単価はええようです。1グラムが1,000円ぐらいということで、その1グラムがなかなかできない。特に、また乾燥するから、本当、ふけば飛ぶようなもの。そうは言うても、量が集まれば。これも、どんどんどんどん量をとっても自然にできるものですから、工業的に何かで、早くということにはならない。方法はあるかもわかりませんが、それに難しいので工業的なもの、あるいは、要するに商売と思ってお聞きしたわけですが、ないようでしたらまた、今お考えがないようでしたら、ぜひこのほうも考えていただきたい。

そういうことをやるのは地域商社かと思うんですが、地域商社というのが、商社というのは早い話が商売ですね。商店が大きくなったようなのが商社と思うんですけど、商売ということになるとなかなか行政の方には、商売やれというんじゃないけど、考え方もなかなか難しいと思うんです。難しい、書いてあるからそうだと思うんですが、要するに商売、私も長い下手で商売をやっておりますけど、ほとんどもうかったことはないんですが、要するに三学、これは通常言われておることですよ。商売の方が全部じゃないけど、三学精神、恥、義理、人情を持ったら商売できない。要するにこれ、本当にクールにやるということで、人情を構えて、これは気の毒だからもっと安くしてやろうかと、そんなことはだめ。それから、義理。あそこには世話になっとなるからとか、あるいはこねんことをしたのじゃ恥をかく、そんな恥も外聞もない、義理もない、人情のないようなことをするのが商売。大きな商社はいろいろあります。住友とか三菱とか丸紅なんかいろいろありますけど、これらも非常に本当にシンプルといたしますか、そういうふうにやっで大きくなっておると。

それでこの商社について、先ほどからこの前の全協でもありましたが、今のことじゃなかなか行政のほうで、ただ行政ができるのは、企業と連携してということがこの前のここにあるんですが、その企業、単なるコンサルタントじゃなしに、コンサルタントというのは相談係くらいかと思うんですけど、地元で長いこと商売やっておられる方がいらっしゃいます。その方はいろいろな発想をして、失敗したり、もうかったり、そんなような人かなりいらっしゃるのでもそういうふうな人を、地元のこともよくわかるし、人もよくわかるということで、と思うんですが、この前言われた企業と連携という「企業」というのはどういう種類、方を考えておられるのか、ちょっとそこだけ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前段の產品のお話がいろいろございました。お答えしましたサフランと

かラッキョウというのは、本当に手間暇のかかるものでございまして、特にサフランというのはでき上がりも本当に少量でございまして、それを大量にして、そしてそれをまた商業ベースに乗せるというのは本当に大変だろうと思いますが、まずはやはり生産者の方をいずれにしてもふやしていくというのが第一に必要なことではないかというふうに思っています。

それからお茶のお話もさせていただきました。この前、広報のほうにも出させていただきました。11月にやりますという今答弁もしましたが、8月には白谷茶園のほうで、これは紅茶の体験づくりの開催をさせていただいて、25名の方に御参加をいただいたということで、このときは町内の御家族連れの方、それから他県からもいらっしゃいました。特に山口県岩国のアメリカの海兵隊の航空基地のほうから、特にこれはメディア、報道の方が主だったようでございますが、そうした方にも興味を持っていただいてこちらにお出かけをいただいたというようなこともございますので、特に有機茶ということもあって、非常に関心を持っていただけるものではないかと思えます。ただ、もともとあった1.1ヘクタールのものが今半減をしているという状態ですので、有機茶をしっかりと活用するというのと、もう一つは、その茶畑自体を再生をしていく、両方やっていかなければならないということでございますので、これからもしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

それからお米でございます。これに限らずブランディングにつきましては、差別化をしなければならないということで、これまで申し上げておりますように、ブランドというのはやはり頭の中にある無形の資産であると私は常々思っております。ですから、それぞれの方がそれぞれのイメージでどういったブランドかというのはでき上がってくるわけでございますが、この前全員協議会で説明をさせていただきましたように、これから間もなくしますと調査が終わって、正式にお墨つきをいただければ、吉賀町のキャッチコピーとそれからロゴマーク、公にする時期が来ようかと思えます。そうしたことをしっかり使って、吉賀町のブランド力を上げていきたいなというふうに思っています。今回、そのデザインにつきましては、特に地元の高校、吉賀高校の生徒の皆さんにお力添えをいただきたいということで、最終的にはあのキャッチコピーとロゴがデザインが今のところ決まったということで、ウオータークラウンも非常に吉賀町のYをイメージした、そしてこの波紋でだんだん外へ発信をしていく、こんな作りなんですけれど、本当に素晴らしい作品ができ上がったというふうに思っています。あとはそれをどういうふうにして使っていか、吉賀町の産品を売り込んでいくかとかこういうことにかかっていくわけでございますので、しっかり今から活用させていただきたいと思えます。その活用をしながら、地域商社をするということでございます。本当に商売でございますので、本当にシビアなことだと思います。私が申し上げるべきでもなく、もう釈迦に説法だと思いますけど、本当に厳しいものというのは重々承知をしているところでございます。

前回の全員協議会の中で地域商社、これからの展開の中で申し上げましたが、これから専門的な方に企業にお力添えをいただきながらとこういふことでございますが、ただ単にそのコンサルティングだけではなかなか地域商社の準備はできませんので、コンサルティングもできるし、それから経験もある、地域商社、そういったことにも経験がある、当然、ノウハウなりスキルを持った方をこちらのほうへ派遣をしていただいて、私どもの職員と一緒に設立に向けた準備をともどもにやっていく、こんな人材をお願いをさせていただきたいということで今協議をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 先ほどのお茶ですが、実は私も参加したんですけど、あのときは岩国基地からということですが、あれ雨が降ってよう来たんだ。だから話は聞いとったけど、誰も来ない。それはともかく、よそからの浜田とか、だからそのお茶についての興味があって来られたと思うんですが、それを商売にしようかというのではなかったような気がするんですが、それはそれでまたお茶のPRということであればそれでいいことと思うのですが。

あそこの茶園は、多分50年も前から、農業構造改善事業というのが国のがありました、あのときにできたんと思いますよ。私はまだ青年団におったんじゃけど、あれがそうだというのを話をしたことがあるんですが、1町何ぼかあったようなんですが。あれもその後、せつかく茶の工場がある。今はお茶組合とか何とかずっとやっておられたようですが、それが余り芳しくないから、あと高齢化がということで面積が狭くなったかと思うんですが、普通のお茶も例えばあそこは恐らくもう何十年もやっておられて味もいいんじゃないかと思うんですけど、それも普通のお茶ももうこの際どんどん出すと。これすぐ金になるというのは言い方おかしいですが、津和野は津和野茶というのがかなり、これはやっぱり吉賀でせつかくできたお茶を、確かに紅茶とか今のような実を絞るとか、それから春じゃなしに秋もそういうふうな、夏じゃったかな、でできるということで、今できるやつを、お茶はあそこだけじゃなくて全町的にもあちこちあるかと思うので、そういうのを集めてお茶ということだけで、お茶もいろいろ科学的には有効な成分もあるからという健康志向にもあるかと思うので、それも考えてみられたらどうかと思います。それはまた後。

それと、今地域商社のことを言われたんですけど、よそからコンサルタントを雇うとか何とか、それも必要だと思うんですが、先ほど言いました地元の長いこと、先ほど言いましたように商売をされて、失敗したり成功したり、そういう若い、まあ若くなくてもいいんですが、そういう人も入れて、それでいろいろ議論されたらどうかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お茶の件につきましては、今、お伺いしたようなことも含めてしっかりこれから検討なりをさせていただきたいと思っております。地域商社の件につきましては、先ほど申し

上げましたとおりでございますが、当然、準備室をして設立に向けた準備をするに当たっては、やはりこの町内で立ち上げるわけでございますので、町内でこれまで経験をしておられるさまざまなその知見を持った方がいらっしゃるわけでございますので、そうした方と接触をしながらお話を聞きながら、場合によっては制度設計をするときにはその中に入っていただいて御議論していただくようなことは当然想定をされると思います。

それから、先ほどのところで、私ちょっとお答えをしていなかったかと思いますが、第1次産業に係る産品はなかなかすぐ収入につながらないんだとこういってお話がありました。確かにそういった部分もございます。そういったことでいいますと、ことし5月だったでしょうか、柿木のふれあい会館のほうで、議員も御参加されたと思いますが、木工クラフトの講習会があって、大分県の由布市の湯布院から木工クラフトの、「ときデザイン研究所」の時松先生に来ていただいて、実際のその製品も200点ぐらいこちらにお持ちいただいて、拝見をしながら、実際にその作業の内容もいろいろお話を聞かせていただいたというんですが、これはやはりやる気がある方がおられれば、当面幾らかのその初期投資、イニシャルコストはかかるかもわかりませんが、これはやっぱり軌道に乗ればまさにすぐ形になると思います。時松先生言っておられましたが、木の材のところからいうと、製品にすると100倍にも400倍にも価値が上がるんだとこういってお話があったかと思うんですが、本当にまさにそうだと思います。ですから農林業ということの縛りで、第1次産業ということである、お米とか畑でできる作物とは別にやっぱり山の材を有効に活用すれば、幾らかのその投資は要りますけど、製品化はすぐ可能になって、いわゆるその収益として上がる、そういった可能性はあると思いますので、これは行政でああして産業課の主催をさせていただいて講演会なりやりましたけど、そういった方、興味を持っておられる方は、そういったことにもぜひ挑戦をしていただきたいなと思います。

それから先般は、また柿木のふれあい会館のほうで、行政報告でも申し上げましたが、全国ものづくり大会、全国から本当に140人、経営者の方であったり、行政職員がおいでいただいたと。本当にすばらしい意欲のある方ばかりでございますので、そうしたところの交流も進めながら、これからのその産業振興のあり方をしっかり見定めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 今、木工クラフトの話出ましたが、あのときもろくろを使って器をつくるのはちょっと四、五年かかると言われたんですが、そのときもあの先生はすぐできる物、例えば箸とかスプーンとか、それから始めたらということがありました。木も今豊富にあります。それと、私もあんまり木のことよくわからないんですが、昔からこれは箸にいい木だとか、クロモジとか、ああいうのはある。それは恐らく地元の御年輩の方は案外知っておられるかと。この

箸は、クロモジばかり言うけど、クロモジでできたんだから一つが500円ぐらいとか、そういうことは可能かと思うんで、ぜひ進めていただきたいと思います。

あの方は湯布院という、ちょっと湯布院にちょっとあれですが、その昔、あれは湯布院じゃったと思うんですが、私は昔のことは余り言うちゃいけないだろうと思いますけど、青年団の時代のころには「7桁農業」というのを、要するに100万円、あのころ100万円ちゅうたらもう大した金で、7桁農業を目指そうということで、100万円という、あのときに聞いたのが「梅クリつくってハワイへ行こう」ということで、どんどんあそこのところが、梅とかクリってすぐできるんです、大体、桃栗三年ちゅう、大体桃とかクリとかというのは3年ぐらいで実が出るぐらい。それでどんどんつくって実際に何人か、何人いるかわからんけど、ハワイへ行ったそうです。だから何事もやっぱり目標を、期日目標、いついつまでにこういうことをやるんだとか、何ぼぐらいもうけるというのは、ある程度は目標設定すれば皆さんもいつできるのやらわからんのじゃと思うので、その辺もひとつお考えいただきたいと思います。

今の木、木も加工もええんじゃけど、あれ碎いてチップにして、あるいは竹でもいいんですよ。チップにすれば、実際やっておるようですけど、ここでもチップ工場をつくるんじゃなしに間伐材とか何とかそれをチップにする機械、これ1時間に、ちょっと立法メートル忘れたけどかなりの何が出るわけですけど、それが二、三年前にはああいうのがどんどん出るころでしたから、200万円から250万円ぐらいしよった。今少し安くなってるから、そういうなのも準備して必要な人に貸し出して、それと間伐材もどんどんチップ、チップにすると運搬もみやすいし、ペレットまでというのはなかなか難しいかもわかりませんが、そのペレットも圧縮して出したらいいが、そういう機械もそう何百万円もするわけじゃないから、準備して皆さんに使ってもらって、少しでも即金になると、これがどうかと思うんです。どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 7桁農業の話は初めてお伺いしましたけど、桃クリ植えてハワイへ行こうというのは、例の40年前ぐらいに大分県の平松知事が一村一品運動を手がけられたそのときのお話だと思うんですけど、あの当時私も六日市町役場に就職した人間でございますんで、そういったことをぜひやりたいということで、視察にも行ったあの当時の経済畑の職員もいらっしやいましたけど、なかなかそれが今吉賀町では成り立っていないといえますか、形になっていないというのは現実の問題としてあろうかと思えます。

ただ、先ほど木工クラフトのお話もさせていただきましたけど、やはり民間の方で、行政が講演会なり仕掛けをやりますけど、そういった講演会なり講習会に参加をされて現場を見られて、よしやってみようという方が当然おられれば、それはやっぱり目標を掲げてそれに目指して頑張れるわけですから、行政として支援できるところについてはしっかり支援をさせていただきたい

なかなかそういうことが浸透しない。これもどんどん、名刺を刷らしてもらうのに以前はそういう魚を、これを渡すと、これは何か、これは吉賀町の珍しいオヤニラミという、普通はヨツメ、4つ目があるようなから普通私たちはそういうふうに言っているんですけど、それはそれで、何か特徴があるものをシンボルにして、これをどんどん売る、PRして宣伝に使ったらどうかということですが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、次の吉賀町の宣伝PRということについてお答えをしたいと思います。

吉賀町の宣伝PRにつきましては、ホームページあるいはSNSにより紹介するほか、観光協会が作成をしております広報媒体であります「よしかん」、あるいはダイレクトメール、またはふるさと島根フェアなどのイベントへの参加などを行っているところでございます。

全国的にはもちろん、県内にも吉賀町のことをよく知らない人がいるという御指摘でございますが、全ての方にこの吉賀町の全てを知ってもらうということは不可能でございますが、現在は子育て支援策や有機農業の里づくりなどをきっかけに興味を持っていただいているというのも事実でございます。

また情報発信の手段といたしまして、近年「インスタばえ」という言葉に象徴されますように、SNSを利用した情報収集がふえつつあるようですので、今後はこの分野も重要視をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、先日の全員協議会でも報告させていただきました、先ほど来お話がございましたが、このたび「水とすむまち吉賀町」をキャッチコピーといたしまして、あわせてロゴマークを決定をさせていただきました。

御提案の町の色についてでございます。今の段階でどうかといえば、ここにありますが、吉賀町の町章の色ですね。例えば青、緑、黄色とあります。水色はこれはまさに水なんですけど、自然の緑であったり。そうしたことで、今、色といえば今町章に使っている色がまさにそれだろうと思います。ただ、御質問の趣旨は、一つの統一した単色、そういったものを指定をして、町の色としてまちづくり、あるいは情報発信をしたらどうかということでございます。現段階によってそうしたことをやっていこうという考えには至っておりませんが、当面は、先ほど申し上げましたロゴマーク、これを産業振興を中心とした情報発信のシンボルマークとしてしっかり活用させていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） このことがよそへわかってもらえんちゅうのは、自分の名前をわかってもらえんというのと同じようなことで、前のことばかり言うてはいけませんが、

20年前、東京へ一人で行ったことがあるんですよ、これでも。そのときに昼御飯ということである食堂へ入った。それで、あれは成田空港へ行かにゃいけないことがあったから、ぱっと入って「ちょっと聞くんじゃが、成田へ行くにはどうして行きゃいいかいね」ちゅうて言うたもんじゃから、その食堂の主人がこう見て、「あなた日本語わかりますか」。何。要するに私の言い方と顔とで、何かよその外国のアジア系だろうと思うんですが、そのときにそれはそれで笑い話で済むんですけど、座って食べるときにどこかと言われたから、「私、島根県」ちゅうたら、島根県ってどこら辺、まずそんな県があるかどうかぐらい。「島根県、あんた知らんかね」。あのときの総理が竹下登さんじゃった。「今の総理の竹下さん、あれ島根県出身ですよ」。その竹下登総理は知っておるけど、その出身が島根県というのはわからない。そういうこともあるんで、せっかく物を売るときも、今は森英恵さんとか澄川喜一さんとかそういう方いらっしゃるから、だいしょう島根県というのを県名ぐらいは、ただどこにあるかはわからない。それでぜひこれ、私、色というのは町長言われたが、黄色と緑と青かな、それはそれでええんじゃけど、何かそれをぜひ考えてみてください。恐らく全国的にはそういう今から商標にしてそれを使うところが出てくるかと思うんで、これを考えておいていただきたいと思います。

ちよっとこれ、先ほどに戻っちゃいけないのじゃけど、町長先ほど、きょうじゃなしに、田園回帰と呼ばれていた、要するに回帰だから、Iターン、Uターン等を含めてじゃけど、よそからここへ、田舎、田園のほうへ皆さん移住してくる。

この前ちよっと、これも柿木であったんですけど、種、種子、これの何かフェスタじゃないが、そういうシンポジウムと言うんかな、何かそういう会合があった、あのとき感じたんですが、柿木では自種をずっと引き継いでくる人がいらっしゃった。これはすばらしいと思った。要するに、その土地でなけんにゃ、例えば、大根は大根でもいっぱいあるけど、これは柿木の大根だというのをずっと種を交配せんようにしてやる方がいらっしゃった。これは大したものだと思います。だから、そういう方法もある。

ここに、残念ながら、私の知っちょる限りでは、六日市の葉っぱとか六日市のハウレンソウとか、そういうのはあるんかもわからん、産業課で聞いてみたらわかるかと思うんですけど、柿木にそういう人がいらっしゃったから、これはすばらしい。

それで、あんとときに津和野の方じゃったんじゃけど、種の図書館、要するに、そういうふうにしてその種を保存。種は生命のもとと言われて、種がないと人間でも、動物でも、植物でも、種からものができるわけ。だから、そういうことも地域商社ができるようになれば良いけど、考えておられる。

だから、探したら、恐らくそういうのがなくなる。柿木にいらっしゃったのは、ちよっと名前を聞くのを忘れたんじゃけど、かなり年配の方じゃったんじゃけど、わしはずっとやっとなと、

それで、なかなか大変と言うんです。稲なんかはなかなかあれじゃけど、普通のチョウチョウが飛んできてとか、あるいは花粉が飛んできて交配をするということがあるようだけど、だから、花が咲いたらそういうことがないようにとか、それで柿木の太根……豆ですかね、これは柿木のもんだということをやっている。それが一つの特徴になると思うんで、その辺もちょっと研究されて、これは産業課の仕事ということじゃから。

そういうふうなものも考えられると思うんで、ちょっとその辺を。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、町の色のことについてなんですけど、せっかく貴重な御意見をいただきました。私もこの前、実はインターネットで調べていました。

なかなか全部は探し切れませんでしたけど、私が探す限りでも全国で3つの自治体がいわゆる町の色というのを指定をしておられるんです。私がネットで見ると、青森県の大鰐町ですと、これは緑なんです。それから、山形県の西川町というところ、これは緑なんです。それから、神奈川県の中井町、若草色。

どうしてこの色が決まったかというのと、いろいろ書いてありますけど、やはり自然をイメージをしたり、あるいはある町では、そこに生息している鳥の、その色、そうしたことで町の色を決めておられるというのが、私が見ただけでも3つありました。恐らく、ほかの自治体もあるかもわかりません。まさに町のイメージだと思いますので、本当に大変貴重な御意見をいただいたなと思っています。

それから、世界に目を向ければ、スペインなんかで白い町並みであったり、そういったこともあって、ある意味、やっぱり町のイメージというのは、端的に色を言えば頭に浮かぶというようなこともあって、非常に観光とか、そういった意味でも好印象を持っていただけるということも、いろいろな御意見が寄せられておりましたので、今回ああしてロゴとキャッチコピーをつくりますが、この前お示しをしたのは、当然基調は水ですから水色なんですけど、今、御意見をいただいたこともいろいろ参考にさせていただいて、よりよい情報発信をしていけるように頑張りたいなと思います。

それから、商工会が以前、このぐらいの冊子を観光の関係で外注をされて、成果品が上がっていますけど、その中にも実は色のことが書いてあるんです。

今回、通告がありましたんで、あれっと思って、その冊子をもう一回見ると、やっぱり書いてあります。それはどういうことか書いてあるかというのと、柿木と六日市で、それぞれいわゆる沿道にサインがありますよね、標示板が、これがあるんですけど、これはやっぱり統一したほうがいいだろうという中で、なかなか経費がかかるので、いわゆる外観、体裁はそのままにして、一つ色で統一したらどうだろうかとか、こういった御提案も実はあのときにいただいております。

そういったことに成り得ていないですけど、やはりその色のイメージというのは、非常に大事なものだということを、改めて今回感じさせていただきました。

それから最後に、種子、種の話がありました、自種をとということで。実は同じような話がありまして、以前こちらでもお話ししたかと思いますが、私ぐらいの年代までは知っていますが、畑でできる地ばいキュウリ、これに目をつけておられる業者の方も今おられて、この前もこちらのほうへ関係者の方がいらっしゃいましたけど、非常に果肉が厚くて食べごたえがあるといいますが、本当に素朴な味がして、本当に町場ではないキュウリだということで、ぜひそれを食べていと。

とはいいまして、種がないわけです。ですから、いろいろな方をたどって、地ばいキュウリの種がありましたんで、それをつくっていただいて、実際それを食していただいた。非常に、今、好感を持っていただいたということにして、ですから、そうしたものもしっかり大事にしていけば、それこそ、また生産者をどうするかという話もありますけど、隠れた資源なりがあるわけですので、そうしたこともやっぱり今から地域商社を立ち上げる中では、しっかり検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） そういうことで、先ほど申しましたように、山の木を使うのに、チップー、移動式のやつがある。それもちょっとなかなか貸し出しという形でもいいかな。そういうのをひとつ考えておいてもらいたいと思います。

それから色については、一物7色ですね、赤から始まって紫まで。ところが、そん中をずっとやるとると何万色にもなるということに、何か特徴という——単なる緑の単色でもいいんじゃないけど、何かぱっと見、ぴんと来るような、そういうのを一つ、色の研究者もいらっしゃると思うんです。

それから、種なんかも、今、交雑しているんなのができとるけど、ただ、そればかりをずっとつくっていくと、もとに戻ることもあるようです。私は専門家じゃないから、ですけど、方法はあると思うんで、その辺もひとつ検討していただきたいと思います。終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5 番目の通告者、1 番、松蔭議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、10 分間休憩します。

午後 1 時55分休憩

.....

午後 2 時06分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6番目の通告者、6番、大多和議員の発言を許します。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は単刀直入に言いますと、役場の体制の見直しをと、ほか1件質問させていただきます。

午前中、5番議員、2番議員、3番議員からも援護射撃いただいておりますので、心置きなく質問させていただきますが、吉賀町へ合併以来相当数年限を経っていますが、町役場の体制は合併当初と変更されておられません。

人口減や合併に伴う地方交付税の減少に伴い、役場の体制も見直し時期に来ているのではないかと考えております。

六日市と柿木に庁舎が分かれており、非効率な現在の体制は改める必要が生じていると考えております。現に、水道光熱費や維持管理費を考えると、もっと小さな役場でいいのではないかと考えております。

したがって、柿木庁舎の建設水道課と産業課は六日市庁舎に移し、柿木地域振興室を柿木総合支所として残し、そういう機構改革をする時期が来ているのではないかと考えております。

現在の柿木庁舎の使用状況を見れば、これは私がさきの9月議会のときに、決算審査特別委員会で柿木庁舎を訪問したときにも感じたことですが、柿木庁舎の2階のフロアはほとんど使用されておられません。

けさほども、町長が公共施設の管理計画を、平成32年度までに立てると言っておりますが、既に建てかえ時期が来ている柿木公民館や図書館、これらを柿木庁舎に集約し、町民が集える場とする利用方向を検討されたい。

特に、あそこには下から道の駅、それからふれあい会館、柿木庁舎、そして産直市ですか、というような4つの公共施設が存在しております。これらを総合集約して、町民の集える場に、道の駅を地域公共交通の交通結節点として、そして柿木地域に商店が少なければ、産直市などに商店を併設して、あそこに町民が集える場をつくり、柿木庁舎を公民館や図書館、その他保育所などもまとめてつくればいいのではないかと、そうすれば既存の建てかえなければならない庁舎も建てかえる必要がなく、相当の経費節減になるんじゃないかと考えております。

特に、町長は新しく若くなられたのだから、前の町長に比べて相当若いんだから、今のうちにどんどん飛躍した新しい町政を担っていただきたい、そのために先般来言うております、地域公共交通の見直しとか、庁舎の管理の計画、これなんかも32年度とか、3年をもってとか言わずに、スピード感を持って計画していただきたい。

そして、先ほど言いました、柿木の町民が有効利用できる総合的な場所をつくるとともに、加えて、決算審査特別委員会でも報告しましたが、このヒアリングのときに、工事積算や発注、工事監督、それから町の財産、町有財産のうち行政財産を管理する部署を一元化してほしいという

職員の声もありましたが、確かに、工事積算などについて議会で質問した場合に、なかなかまともな回答が得られないところもございました。

そのためにも、加えて決算審査特別委員会でも報告でもありましたような、工事積算の発注、監督などの業務が一元化で管理する部署、新設するなどして、新たな吉賀町の体制を築き上げたいかがと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず役場の体制の見直しをということについて御答弁をさせていただきたいと思えます。

庁舎の配置方式につきましては、合併時の柿木村と六日市町の協議におきまして、新町の事務所の位置について、六日市町役場庁舎の本庁舎、柿木村役場庁舎を分庁舎とする分庁方式といたしまして、さらに事務組織及び機構につきましても、部門の配置を、合併協議において決定しているという経緯がございます。

このとき、種々の観点で議論されまして、効率性や利便性といった視点も協議されたものと認識をしております。

御質問の内容での機構改革につきましては、この合併協議で導き出された結果を踏まえつつ、慎重に検討していかなければならないと思えます。本年6月の定例会、あのときは11番議員からの一般質問の答弁に対しまして、機構改革に対する見解をお答えをさせていただいておりますとおり、現段階におきましては、機構改革を行う考えには至っておりませんということを申し上げたところでございます。

このことは、事務の利便性や現場の実態を把握し、もちろん効率性なども十分考慮した上で、慎重に見きわめをしていかなければならないという趣旨でお答えをしたところでございます。

次に、施設の有効利用という御質問でございますが、柿木庁舎2階フロアの利用につきましては、税の申告やあるいはさまざまな会議で使用し、一部のスペースにつきましては、物品の、いわゆる物置場として使用している状況となっております。

次に、工事関連業務と行政財産を一元的に管理する部署の発足という質問でございます。先ほど申し上げましたとおり、現段階におきましては、ことし6月答弁いたしましたように、機構改革を行うという考えには至ってなかったということを申し上げたところでございます。

しかし、御指摘の部分で、機構改革を伴わなくても、対策を講じることができるかもわかりません。こちらのほうにつきましても検討させていただきたいと思えます。

特に、今回御質問のございました機構改革や、それから公有財産を含めた管理のあり方などに関しましては、ああして決算審査特別委員会からも文書をもって報告がある内容でございますので、今後それらの対応につきましても、検討させていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 町長は、合併時の協議に基づいて機構改革は行わないと言われておりますが、いつまで合併時のこの協議を引きずるつもりなんですか。いつまで2つに分かれた庁舎をつくって、人口はどんどん減少していく、経費はかかる、吉賀町がいつまでもあるわけ、なくなるんじゃないんですか。

そがな無駄な経費を使うようなことは、もうそろそろ新しい町長、若い町長でやめようじゃないですか。合併時に事務局やとったんだから、やめられないというのではなしに、合併時に事務局にやとったんだからこそ、今こそ改めてこの経費の無駄遣いを使わない、しない、吉賀町が存続できる、そういうような維持管理の主体にしようじゃないですか、いかがですか、町長。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、申し上げましたように、まず、現在どうした成り立ちで今日至っているかというのを御答弁申し上げまして、最後のところで申し上げましたように、ああして決算審査特別委員会からも、文書をもって御報告ございましたので、工事の発注等も含めて、今回、通告のありました役場の機能の問題でありますけど、今後検討させていただきたいということでございます。

じゃあ、それをいつ、どういった形で協議をして、いつごろめどに結論を出すかということにつきましては、現在、私のところでも、そうした腹案を持ち得ておりませんので、この場でのそのお答えについては、回答することができませんが、検討させていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 検討するというところで、これ以上言うことがないので、次に移ります。

次に、今あれなんですけど、柿木の公民館とは別に自治会館が存在しておりますが、この自治会館はどのような施設、何をやる施設なのか、公民館とはどう違うのかを御説明願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つ目の自治会館の用途はということで、お答えさせていただきたいと思います。

現在、柿木村地域には5つの自治会館が設置してございます。この施設は合併前の柿木村が昭和58年から平成2年にかけて、柿木公民館の分館として建設したものでございまして、当時は社会教育を担う施設として位置づけられておりまして、そちらには、分館長、あるいは分館主事などを配置し、自治会活動の機能も担っていたところでございます。

また、そのうちの一つ椈谷分館を除く分館につきましては、保育所を併設し、へき地保育所が

運営されておりましたが、入所者数の減少等によりまして、順次閉鎖され、現在は木部谷・大野原自治会館の1カ所のみで運営をされているところでございます。

合併後の平成19年に自治会の再編にあわせまして、今申し上げました、自治会館、こちらのほうへ用途を変更いたしまして、条例で地域住民の連帯感を高め、生活改善、研修等、町の振興のために必要な事業を推進する場として、自治会館を設置するというところで、条例上定めているところでございます。

具体的には、自治会活動、それから子ども会、婦人会などの地域団体の活動、あるいはふれあいサロン、百歳体操や健康教室、食生活改善推進活動など、地域活動の拠点として利用している施設でございます。

管理につきましては、各自治会が指定管理者となりまして、窓口の活動を行っているという状況でございます。以上が現在あります自治会館の概要でございます。

一方現在あります公民館についてでございます。社会教育法に定める目的を達成するために、条例に基づき設置した施設でございます。

したがって、自治会館とは設置根拠を意味するものでございますが、実際行っている活動自体といたしますと、大きな差異はないというように認識をしております。このようなことから、区別することが難しい部分もあるかと思えます。

むしろ各集落単位であります、地区集会所のやや大き目の施設であると考えていただいたほうが適切かなということでございます。自治会館と地区集会所、それぞれの条例に定める設置目的は同じ内容になっております。

現在、地区集会所は条例上、全部で54カ所、そのうち旧柿木村エリアにつきましては15カ所、旧六日市エリアにつきましては39カ所ございます。先ほど申し上げました自治会館のエリアの中で申し上げますと、おおむね2カ所程度の地区集会所が存在をしております。

したがって、各集落における活動を補完する場として、この自治会館があるというふうに考えていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 自治会館は、ということは集会所と同じ施設だと考えて問題ないということですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまでの成り立ちとか、現在の状況、それから条例の趣旨からいいますと、そのように考えていただくほうが自然かと思えます。

各地区の集会所がございまして、それ以外もエリアを包括するとか、活動を補完するとか、そうした意味での施設というふうで考えていただくほうが、考えやすいのではないかとこのように

思っておるところでございます。

もともと合併前に、先ほど申し上げましたように、旧柿木村エリアには公民館の分館としてあった施設を、合併のときにどうするかという協議を行って、新町に引き継ぐ、そしてその機能、運営については自治会の再編とあわせて施設のあり方を検討すると、こういった形で協議が整っておりますので、合併をしてしばらくして平成19年に吉賀町全域の自治会の組織、再編をいたしました。それにあわせて、もともとの公民館の分館を自治会館ということで名称変更もさせていただいて、条例の整備をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それでは、この自治会館の運営は、各自治会に指定管理をしているということになると思いますが、旧というとあれですが、集会所のある自治会は、町から集会所を借りて、その集会所の土地を土地代まで払っております。

自治会館は集会所の使用料というのを、各自治会が、管理している自治会がこれは使用料を払っているんですか。また、集会所の維持管理費は、各地区の自治会がそれぞれ維持管理費を出しておりますが、自治会館は同じように、それぞれの自治会がこの維持管理費を出しているんでしょうか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 各集会所にあります地区集会所の運営、それから今申し上げました旧柿木村エリアにあります5つの分館の、経営の内容、経営といいますか、維持の内容につきましては、所管をしております企画課長のほうから御説明申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 自治会館の使用料を払っているかという点についてお答えさせていただきます。

現在、各地区に自治会館の運営を、管理を委託しておりますが、そこからは土地の使用料としては町にはいただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） なぜ、集会所と一緒にしたら、その自治会館の使用料は、自治会からもらわないんですか。ちょっとそのあたりは不透明なことになってはいますが、いかがなものでしょう。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 一義的には、町で建てた施設で、町の公有地にありました公共施設として管理しておりますので、現在はもらうことになっておりません。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 一義的には、町が建てた公共施設と言ったが、六日市地区によ
りありますよ、集会所は。全て払っていますよ。使用料から、土地の使用料から。なぜ柿木だけ、
自治会館だけ、そういう徴収はしないんですか。おかしいじゃないですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 集会所を建てる経緯が、集会所については建てる経緯がございま
して、ちょっと全てが把握しておりませんので申しわけないんですが、集会所を建てるには、町長
が先般の質問でもお答えしましたが、地区の要望により建設をしている経緯がござい
ます。そのときに、私有地を地区が借り上げて建てている場合がございます。その私有地
に関して、地区が支払っているという事例は聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 町有地に集会所を建てた事例はいかがでしょうか。

はっきりと言いましょ、私の所属している六日市下自治会、新町集会所、町有地に建て
ております。そこは毎年3万6,000円払っております。過去から。ねえ、松蔭さん、そう
ですよ。ね。（発言する者あり）実際に、なぜ、同じ町が建てた施設なのに、自治会
によってその使用料を取ったり取らなかったりするんですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 大変申しわけございません。それぞれの資料を持ち合
わせておりませんので、いろいろ建物によって経過が違っていると思いますので、ち
ょっと調べさせて、また後日個別にお知らせいただけたらと思いますが、い
かがでしょうか。

○議長（安永 友行君） ちょっと5分休憩します。それから精査をしてあれし
ます。5分間休憩。

午後2時29分休憩

.....

午後2時34分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開し
ます。

課長答弁する。それでは、深川課長のほうから答弁をいたします。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 不承知で大変混乱をいたしまして、申しわけ
ございませんでした。

まず、先ほど町長も申し上げました自治会館につきましては、建てた経緯がも
ともと公民館の経緯ということで、公民館の分館ということで、町が、場所によ
っては、もと小学校跡地に建てたようなところございまして、公民館として運
営しておりましたので町が管理をしていたところでござい
ます。それが、平成19年に自治会館としまして、その後自治会へ管理を移して
いる

ところでございます。

一方、地区集会所につきましては、先ほどちょっと説明したと重複しますが、自治会が、自治会といえますか、地域が土地を用意するから建ててくれという要望のもとに建てております。今の個別の六日市の新町ですか、集会所でございますが、確認しましたところ、建てたときの経緯としまして、なかなか土地が地元の方で用意できないということで、町の土地に使用料を払うから建ててくださいという要望を受けて、町が建てたという経緯となっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 建てた経緯はいかにしても、19年に自治会館を集会所と同じ扱いをするとしたときに、そういうようにきちんと取ると、料金は徴収すると、それで自治会館の維持管理費はそれぞれ自治会がすると、そうすればえかったんじゃないですか。

それとも、もしくはそういう町有地に建ててあるもんは、もうそういう使用料は払わなくてもいいというぐらいにすれば、えかったんじゃないですか。このような不公平は起こらないんじゃないですか。

何ぼ詭弁使おうてどうしようと、町の職員のアんたらがミスしとるんじゃないの。ミスははっきりごめんなさいと言うて、あしたからでも改めりゃええんじゃないの。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 自治会館、それから集会所もそうですし、公民館の成り立ちといえますか、現在に至る経緯は先ほど答弁を申し上げたとおりでございます。

一部の集会所におきましては、今、課長が申し上げましたように、地元の要望として集会所を建てたいけど、当然ルールとして土地は地元で準備をしていただきたいということは言いながら、なかなか土地の関係で準備ができないという中で、町有地のほうに使用料を払うから、そちらのほうに建設させていただきと、当時そういったやりとりがあったということで、今日に至っております。

先ほどのその今の部分と、それから自治会館、これは町有地の上に、今でいう町有地の上に建てた公共施設でございます。そこと齟齬があるというお話なんですけど、決してそういうふうには、私どもは認識をしておりません。

自治会館は自治会館としての経過の中で今日に至っておりますし、それから地区集会所の大原則も、先ほど申しましたように、場所は地元で準備をしていただいて、その上に町が公の施設として集会所を建てますと、こういったルールで統一して対応させていただいております。今からもそういったルールで対応をするわけでございます。

ただ、場所によっては、集落によっては、自治会によっては、なかなかスペースの問題、土地

の問題、提供できるような土地がないという経過の中で、今回のような事例が発生しているというふうに、私は認識しておりますので、行政サイドの事務的なミスであるとか、そういったことではないというふうに、我々のほうは認識をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） そんなばかなことはないでしょう。しかもこの間、指定管理の施設についていろいろ出されましたよね、指定管理を。その中でも、自治会館は指定管理施設として非公募ですが、こうしますと、あのたくさんあった中に出されておるじゃないですか。

それにもかかわらず、平成29年度の、一般会計歳入歳出決算書では、自治会館・地区集会所管理費として389万それがしの町費使うとるんですよ、自治会館に。指定管理施設として出すんなら、指定管理費として出すべきものを、自治会館管理費として予算計上しとるじゃないですか。

そのようなことで、町のミスではありません、そんなばかな話があるんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 指定管理料につきましては、これも同じ目線で統一したルールの中で基準額を算定をさせていただいて、それ相応の金額をはじいて、それを管理をしていただく指定管理者のほうへお支払いをしている、というふうに認識をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この問題いつまで言うても、ミスを認めようとしなないんであれですが、私はこの問題はこれからもきちんと追及していきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、大多和議員の質問が終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。

午後2時42分散会
